

令和7年12月9日提出

半田市議会定例会議案

令和7年第7回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
報告28	専決処分の報告について（除草作業中の車両損傷事故の和解及び損害賠償の額の決定）	5
報告29	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	7
74	令和7年度半田市一般会計補正予算第4号	13
75	令和7年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号	85
76	令和7年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号	99
77	令和7年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第2号	115
78	令和7年度半田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号	135
79	令和7年度半田市水道事業会計補正予算第2号	145
80	令和7年度半田市下水道事業会計補正予算第2号	165
81	半田市公告式条例の一部改正について	193
82	半田市地域共創センター条例の制定について	195
83	半田市事務分掌条例の一部改正について	199
84	半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	201
85	半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	205
86	半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	207
87	半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について	209
88	半田市特別職員の給与の特例に関する条例の制定について	211
89	半田市職員の給与に関する条例の一部改正について	213
90	半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	229
91	半田市モーターボート競走事業こどもの未来応援基金条例の制定について	239
92	半田市手数料条例及び半田市印鑑条例の一部改正について	241
93	半田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	243
94	半田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	255

95	半田市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正について	269
96	半田市火入れに関する条例の一部改正について	271
97	知多都市計画石塚地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	273
98	(仮称)成岩こども園建設工事(週休2日)請負契約の締結について	279
99	損害賠償の額の決定について	287
100	市道路線の廃止について	297
101	市道路線の認定について	299
102	半田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	301
質問1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	305

報告第28号

専決処分の報告について（除草作業中の車両損傷事故の和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年9月25日半田市平井町五丁目64番2地先（修農保育園駐車場）で発生した車両損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月31日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件除草作業中の車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に對し、車両修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金300,765円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 30歳代女性

報告第29号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工事名 亀崎小学校校舎改築等建築工事（週休2日）
- 2 工事場所 半田市亀崎月見町三丁目10番地
- 3 変更前請負契約金額 金2,299,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金209,000,000円)
- 4 変更後請負契約金額 金2,306,865,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金209,715,000円)
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金7,865,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金715,000円)
- 6 請負契約者 八洲・七番特定建設工事共同企業体
代表者 半田市吉田町一丁目60番地
八洲建設株式会社
代表取締役 水野 貴之
構成員 半田市成岩東町77番地
株式会社七番組
代表取締役 中山 友裕

令和7年11月28日専決

半田市長 久世孝宏

工事請負変更契約書

1. 工事名 亀崎小学校校舎改築等建築工事（週休2日）
2. 路線等の名称 なし
3. 工事場所 半田市亀崎月見町三丁目10番地
4. 工事概要 別添変更設計書及び図面のとおり
5. 工期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金2,299,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金209,000,000円)
7. 変更後契約金額 金2,306,865,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金209,715,000円)
8. 変更額 増額 金7,865,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金715,000円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和6年10月1日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年11月28日

発注者 半田市東洋町二丁目1番地

半田市

半田市長 久世 孝宏

受注者 八洲・七番特定建設工事共同企業体

代表者 半田市吉田町一丁目60番地

八洲建設株式会社

代表取締役 水野 貴之

構成員 半田市成岩東町77番地

株式会社七番組

代表取締役 中山 友裕

電子契約済

変更概要

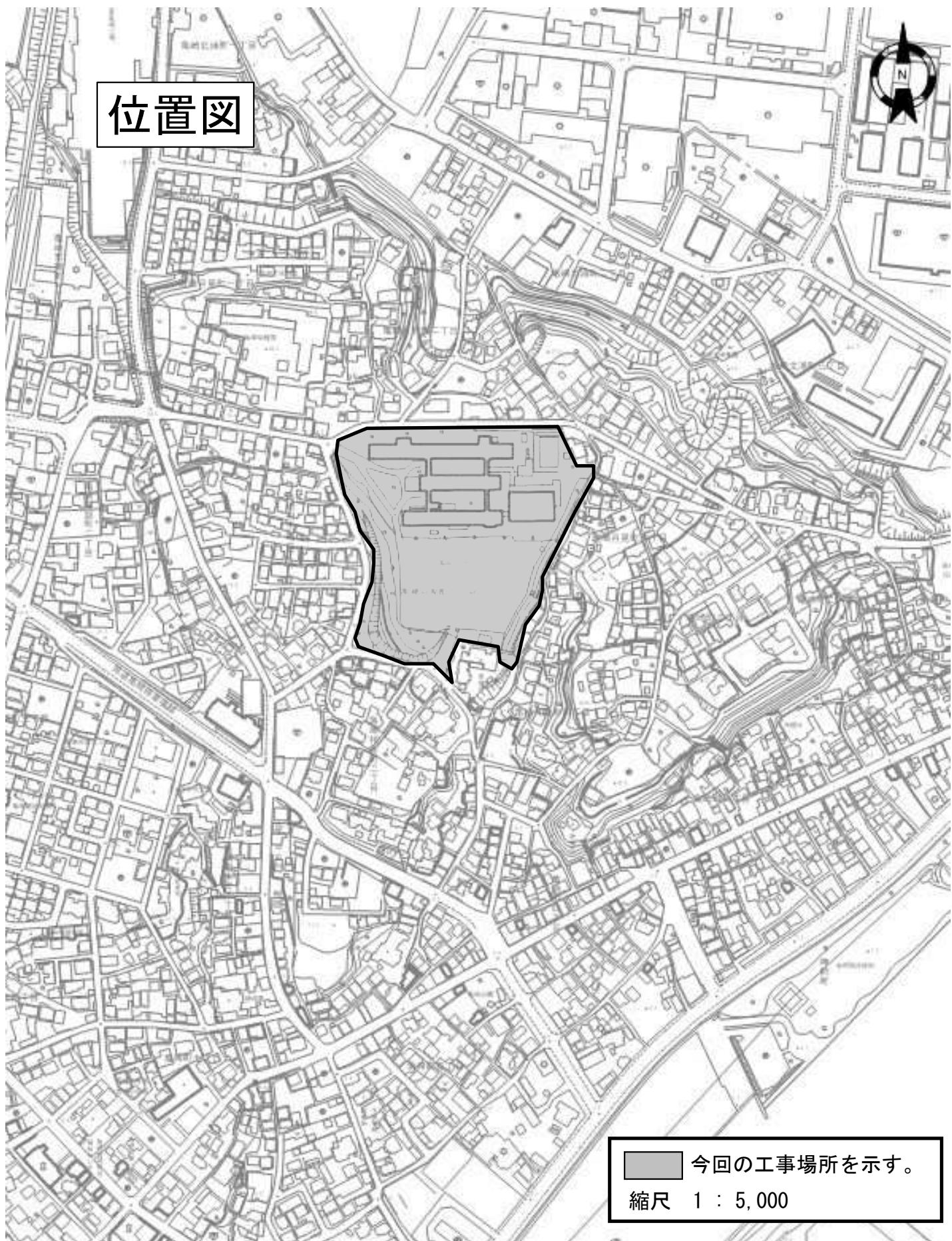
本工事の予定価格は、県が示す公共建築工事積算単価等を用いて積算しているが、原契約の締結の日から12か月が経過し、日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により原契約の請負代金額が不適当となったと認められるため、半田市建設工事請負契約約款第26条第1項及び第2項の規定に基づき、新単価で再計算を行い、請負代金額の変更を行うものである。

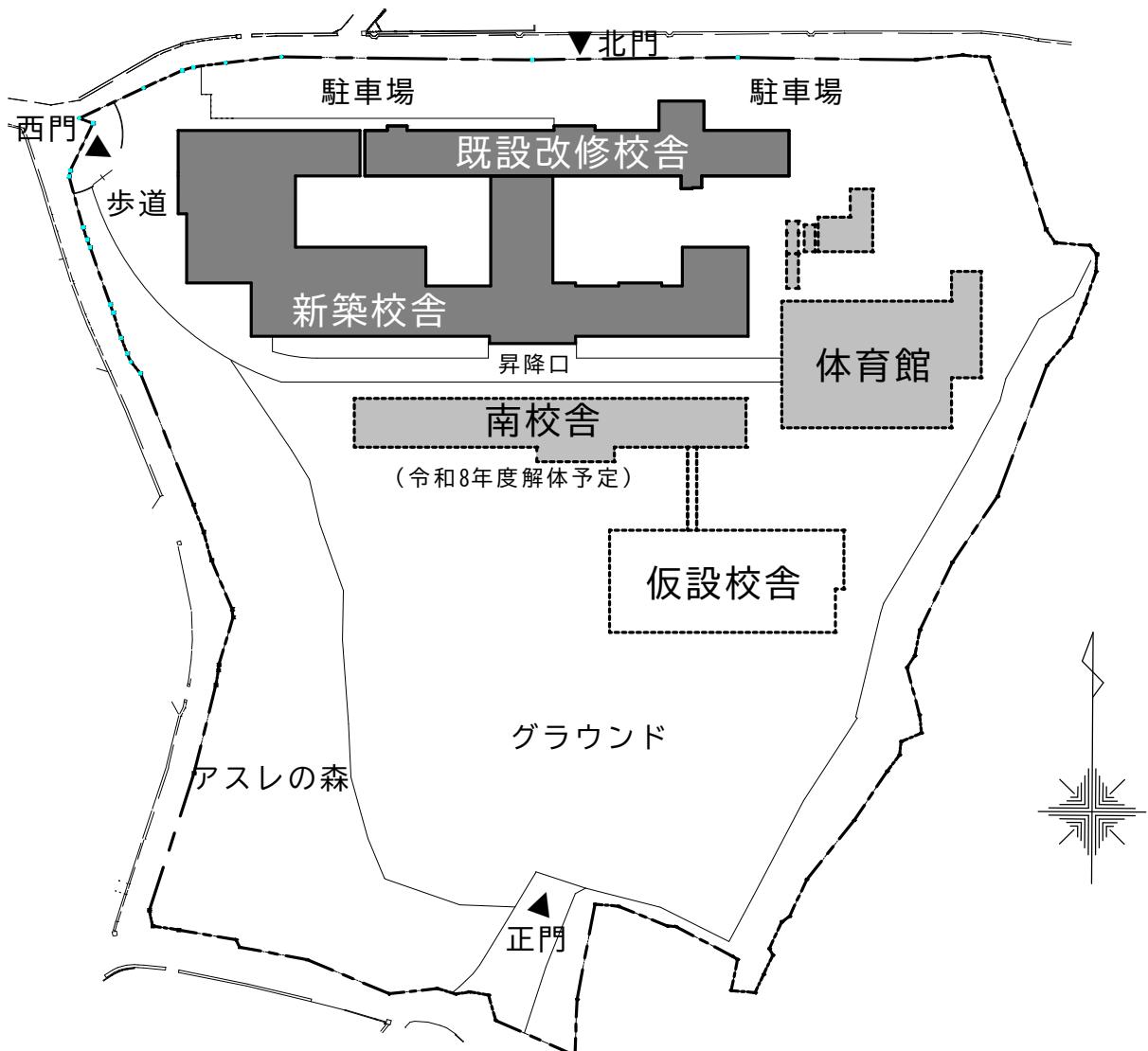
※半田市建設工事請負契約約款【令和6年度版】

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

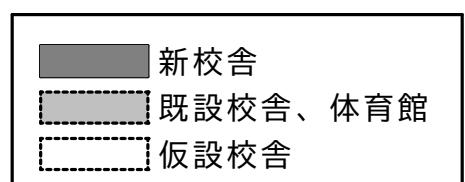
第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。





配置図
(今回工事完了時)



議案第74号

令和7年度半田市一般会計補正予算第4号

令和7年度半田市の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,758,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 8,161,048	千円 17,628	千円 8,178,676
	1 国庫負担金	5,889,455	12,136	5,901,591
	2 国庫補助金	2,245,632	5,492	2,251,124
17 県支出金		3,249,880	35	3,249,915
	2 県補助金	908,630	35	908,665
19 寄附金		103,556	3,406	106,962
	1 寄附金	103,556	3,406	106,962
20 繰入金		1,077,579	△100	1,077,479
	1 基金繰入金	1,040,108	△100	1,040,008
21 繰越金		738,641	73,439	812,080
	1 繰越金	738,641	73,439	812,080
22 諸収入		1,999,151	2,048	2,001,199
	4 受託事業収入	136,823	99	136,922
	6 雜入	1,633,995	1,949	1,635,944
歳 入 合 計		49,661,900	96,456	49,758,356

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 292,230	千円 1,963	千円 294,193
	1 議会費	292,230	1,963	294,193
2 総務費		5,421,845	258,101	5,679,946
	1 総務管理費	4,509,024	245,520	4,754,544
	2 徴稅費	433,330	3,851	437,181
	3 戸籍住民基本台帳費	304,873	8,654	313,527
	4 選挙費	78,996	734	79,730
	6 監査委員費	26,960	△658	26,302
3 民生費		20,232,128	68,402	20,300,530
	1 社会福祉費	8,543,367	29,844	8,573,211
	2 児童福祉費	10,258,848	38,366	10,297,214
	3 生活保護費	1,429,913	192	1,430,105
4 衛生費		4,921,097	1,900	4,922,997
	1 保健衛生費	3,113,255	△2,919	3,110,336
	2 清掃費	1,807,842	4,819	1,812,661
5 農林水産業費		191,915	4,652	196,567
	1 農業費	179,226	4,652	183,878
6 商工費		1,025,394	22,348	1,047,742
	1 商工費	1,025,394	22,348	1,047,742

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		千円 6,016,794	千円 △286,833	千円 5,729,961
	1 土木管理費	158,137	5,662	163,799
	2 道路橋梁費	875,938	△3,193	872,745
	3 河川費	175,800	△2,804	172,996
	5 都市計画費	4,151,448	△295,063	3,856,385
	6 住宅費	648,485	8,565	657,050
8 消防費		1,354,785	330	1,355,115
	1 消防費	1,354,785	330	1,355,115
9 教育費		9,035,073	25,593	9,060,666
	1 教育総務費	839,585	15,976	855,561
	2 小学校費	3,787,661	5,501	3,793,162
	3 中学校費	740,880	△1,066	739,814
	4 幼稚園費	538,451	△6,459	531,992
	5 社会教育費	1,064,701	12,858	1,077,559
	6 保健体育費	2,063,795	△1,217	2,062,578
歳	出合計	49,661,900	96,456	49,758,356

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	出納事務	千円 17,468
2 総務費	1 総務管理費	標準準拠システム運用事業	361,969
2 総務費	2 徴稅費	固定資産税等賦課事務	1,320
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	情報システム標準化事業	6,243

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎維持修繕等事業 (修繕料)	令和7年度から令和8年度まで	千円 2,649
小学校児童放課後等居場所づくり事業 (児童の居場所運営委託)	令和7年度から令和8年度まで	31,244
アイプラザ半田改修事業 (施設改修工事)	令和7年度から令和8年度まで	27,720

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
自動車等管理事業 (市バス運行管理 委託)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 4,659	自動車等管理事業 (市バス運行管理 委託)	令和7年度から 令和8年度まで	千円 6,984

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 8,161,048	千円 17,628	千円 8,178,676
17 県支出金	3,249,880	35	3,249,915
19 寄附金	103,556	3,406	106,962
20 繰入金	1,077,579	△100	1,077,479
21 繰越金	738,641	73,439	812,080
22 諸収入	1,999,151	2,048	2,001,199
歳 入 合 計	49,661,900	96,456	49,758,356

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 292,230	千円 1,963	千円 294,193
2 総務費	5,421,845	258,101	5,679,946
3 民生費	20,232,128	68,402	20,300,530
4 衛生費	4,921,097	1,900	4,922,997
5 農林水産業費	191,915	4,652	196,567
6 商工費	1,025,394	22,348	1,047,742
7 土木費	6,016,794	△286,833	5,729,961
8 消防費	1,354,785	330	1,355,115
9 教育費	9,035,073	25,593	9,060,666
歳 出 合 計	49,661,900	96,456	49,758,356

補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源 千円
特 国 県 支 出 金 千円	定 地 方 債 千円	財 源 そ の 他 千円	一 般 財 源 千円	
0	0	0	1,963	
749	0	3,067	254,285	
4,908	0	0	63,494	
12,006	0	0	△10,106	
0	0	0	4,652	
0	0	0	22,348	
0	0	1,000	△287,833	
0	0	0	330	
0	0	1,287	24,306	
17,663	0	5,354	73,439	

2 歳 入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	千円 5,792,891	千円 130	千円 5,793,021
2 衛生費国庫負担金	3,560	12,006	15,566
計	5,889,455	12,136	5,901,591

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	873,492	68	873,560
2 民生費国庫補助金	648,710	5,424	654,134
計	2,245,632	5,492	2,251,124

17款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費県補助金	713,142	35	713,177
計	908,630	35	908,665

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	千円 130	62 生活困窮者自立支援事業費負担金 130
1 保健衛生費負担金	12,006	05 予防接種健康被害給付費負担金 12,006

1 総務管理費補助金	68	68 外国人受入環境整備交付金 68
1 社会福祉費補助金	142	54 生活困窮者就労準備支援事業等補助金 142
2 児童福祉費補助金	751	19 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分） 681 22 妊婦支援給付金支給事務費補助金 70
3 老人福祉費補助金	4,531	34 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費補助金 3,201 36 高齢者生きがい活動促進事業費補助金 1,330

3 児童福祉費補助金	35	29 妊婦支援給付金支給事務費補助金 35

16款 国庫支出金 17款 県支出金

19款 寄附金
1項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費寄附金	千円 80,323	千円 1,019	千円 81,342
5 教育費寄附金	3,942	1,287	5,229
6 商工費寄附金	252	100	352
7 土木費寄附金	371	1,000	1,371
計	103,556	3,406	106,962

20款 繰入金
1項 基金繰入金

6 観光振興基金繰入金	4,750	△100	4,650
計	1,040,108	△100	1,040,008

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	738,641	73,439	812,080
計	738,641	73,439	812,080

区分	金額	説明
1 総務管理費寄附金	1,019	04 地域整備基金寄附金 17 はんだ山車まつり基金寄附金
2 社会教育費寄附金	1,000	09 図書館費寄附金
4 小学校費寄附金	287	01 小学校教育振興費寄附金
1 商工費寄附金	100	03 観光費寄附金
1 都市計画費寄附金	1,000	02 公園費寄附金

1 観光振興基金繰入金	△100	59 半田赤レンガ建物ガイドブック作成事業充当	△100

1 繰越金	73,439	01 前年度繰越金	73,439

19款 寄附金 20款 繰入金 21款 繰越金

22款 諸収入
4項 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 戸籍住民基本台帳費受託事業収入	千円 19,213	千円 99	千円 19,312
計	136,823	99	136,922

6項 雜入

1 雜入	1,633,995	1,949	1,635,944
計	1,633,995	1,949	1,635,944

節		説明
区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費受託事 業収入	千円 99	01 旅券発給事務受託事業収入 千円 99

1 総務費雜入	1,949	83 企業会計備品購入費等負担金	1,949

22款 諸収入

3 歳 出

1款 議会費 1項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 議会費	千円 292,230	千円 1,963	千円 294,193	千円	千円	千円	千円 1,963	
計	292,230	1,963	294,193	0	0	0	1,963	

2款 総務費

1項 総務管理費

1 一般管理費	1,109,306	220,410	1,329,716				220,410
---------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説明
区分	金額	
2 給料	364	千円 1,963
3 職員手当等	1,489	1,210
4 共済費	110	364 364 736 192 33 △330 △60 492 409 110 134 △24 753 753 753

1 報酬	17,485	01 職員給等 (82人) 198,412
2 給料	9,670	01 職員給等 198,412
3 職員手当等	157,720	01 報酬 17,485
4 共済費	13,549	会計年度任用職員報酬 2,189
8 旅費	△12	超過勤務に係る報酬 380
11 役務費	11,840	超過勤務に係る報酬 (令和7年2月公益通報分) 14,916
12 委託料	1,925	02 給料 9,670
21 補償、補填及び賠償金	8,233	特別職員給 △151
		職員給 9,821
		03 職員手当等 157,720
		扶養手当 753
		地域手当 708
		住居手当 △426
		通勤手当 △22
		超過勤務手当 1,307
		期末手当 1,143
		勤勉手当 615
		会計年度任用職員期末手当 138
		会計年度任用職員勤勉手当 133
		退職手当 84,734
		児童手当 11,640
		休日勤務手当 10
		超過勤務手当 (令和7年2月公益通報分) 56,861
		休日勤務手当 (令和7年2月公益通報分) 126
		04 共済費 13,549
		都市共済負担金 (追加費用) △3,165
		都市共済負担金 (事務費) 371
		都市共済負担金 (長期) 210
		都市共済負担金 (短期) △754

1款 議会費

2款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 会計管理費	62,562	3,911	66,473					3,911	
5 財産管理費	485,397	13,119	498,516				寄附金 1,019 諸収入 1,949	10,151	
8 計算事務費	916,371	4,849	921,220	国庫支出金 681				4,168	
9 交通安全対策費	94,349	△545	93,804					△545	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		厚生年金保険料負担金 △1,065 都市共済負担金（特定健康診査及び特定保健指導） 55 公務災害補償基金負担金 6,481 雇用保険料 136 都市共済負担金（令和7年2月公益通報分） 6,946 都市共済負担金（短期）（令和7年2月公益通報分） 3,432 厚生年金保険料負担金（令和7年2月公益通報分） 818 雇用保険料（令和7年2月公益通報分） 84
		08 旅費 △12 通勤に係る費用弁償 △12
		10 人事管理事務費 11,840 50 人事管理事務 11,840 11 役務費 11,840 事務従事者派遣料 11,840
		11 職員給与福利厚生費 10,158 01 職員給与福利厚生事業 10,158 12 委託料 1,925 人事給与システム改修委託料 1,925 21 補償、補填及び賠償金 8,233 遅延損害金（令和7年2月公益通報分） 8,233
11 役務費	3,911	02 会計管理事務費 3,911 50 出納事務 3,911 11 役務費 3,911 公金振込手数料 3,911
10 需用費	4,334	10 庁舎管理費 12,100 01 庁舎管理 4,943 10 需用費 1,265 消耗品費 1,265
12 委託料	920	12 委託料 920 府庁サイン作成委託料 920
14 工事請負費	4,088	17 備品購入費 2,758 事務用備品 2,758
17 備品購入費	2,758	51 庁舎維持修繕等事業 7,157 10 需用費 3,069 修繕料 3,069
24 積立金	1,019	14 工事請負費 4,088 設備施設工事 4,088
		20 基金積立金 1,019 01 基金積立金 1,019 24 積立金 1,019 地域整備基金積立金 822 はんだ山車まつり基金積立金 197
12 委託料	4,849	06 情報システム運用事業費 4,849 50 情報システム運用事業 4,849 12 委託料 4,849 端末機移設設定委託料 4,849
1 報酬	81	01 職員給等（1人） △545 01 職員給等 △545 01 報酬 81
2 給料	35	会計年度任用職員報酬 91 超過勤務に係る報酬 △10
3 職員手当等	△378	

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源 千円	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
12 諸費	1,451,366	3,776	1,455,142	国庫支出金 68			3,708	
計	4,509,024	245,520	4,754,544	749	0	2,968	241,803	

2項 徴税費

1 税務総務費	321,280	3,851	325,131				3,851
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
4 共済費	千円 △271	02 紙料 職員給 03 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金 08 旅費 通勤に係る費用弁償
8 旅費	△12	35 35 △378 △318 △17 △67 244 △55 11 △98 △78 △271 21 △140 △152 △12 △12
1 報酬	83	19 多文化共生推進事業費 50 多文化共生推進事業
3 職員手当等	19	01 報酬 会計年度任用職員報酬
4 共済費	21	03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当
8 旅費	13	04 共済費 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金 雇用保険料 08 旅費 通勤に係る費用弁償
22 償還金、利子 及び割引料	3,640	30 還付金、返還金及び加算金、利息 01 過年度歳入還付金 22 償還金、利子及び割引料 生活保護費県費負担金返還金 子ども・子育て支援事業費補助金返還金（児童手当制度改正 実施円滑化事業分） 出産・子育て応援給付金支給補助金返還金 デジタル田園都市国家構想交付金返還金 地方創生臨時交付金返還金
		136 136 83 83 19 10 9 21 16 6 △1 13 13 3,640 3,640 3,640 1,548 626 334 1,122 10

1 報酬	1,467	01 職員給等（40人）	3,851
2 紙料	806	01 職員給等 01 報酬 会計年度任用職員報酬	3,851 1,467 1,467
3 職員手当等	1,511	02 紙料 職員給	806 806

2款 総務費

2項 徴稅費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			一般財源 千円	
				特 定 財 源				
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
計	433,330	3,851	437,181	0	0	0	3,851	

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	304,873	8,654	313,527			諸収入 99	8,555
-------------	---------	-------	---------	--	--	-----------	-------

節		説明
区分	金額	
4 共済費	千円 52	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当
8 旅費	15	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金
		08 旅費 通勤に係る費用弁償

1 報酬	△107	01 職員給等（13人） 01 職員給等 01 報酬 会計年度任用職員報酬	8,485 8,485 △238 △238
2 給料	2,695	02 給料 職員給	2,695 2,695
3 職員手当等	5,052	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当	5,016 79 167 336 114 3,209 505 515 54 48 △11 1,024 927 204 △107
4 共済費	1,026	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金	△107 △12 △12 △12
8 旅費	△12	08 旅費 通勤に係る費用弁償	169 169 131 131 36 19 17
		11 旅券発給事務費 01 旅券発給事務事業 01 報酬 会計年度任用職員報酬	
		03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	304,873	8,654	313,527	0	0	99	8,555		

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	15,538	734	16,272					734
計	78,996	734	79,730	0	0	0	0	734

6項 監査委員費

1 監査委員費	26,960	△658	26,302					△658
計	26,960	△658	26,302	0	0	0	0	△658

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		04 共済費 2
		厚生年金保険料負担金 1
		雇用保険料 1

2 給料	258	01 職員給等 (2人) 734
3 職員手当等	316	01 職員給等 734
4 共済費	160	02 給料 258 職員給 258 03 職員手当等 316 扶養手当 174 地域手当 26 超過勤務手当 261 期末手当 △44 勤勉手当 △101 04 共済費 160 都市共済負担金 (長期) 81 都市共済負担金 (短期) 79

2 給料	4	01 職員給等 (3人) △658
3 職員手当等	△604	01 職員給等 △658
4 共済費	△58	02 給料 4 職員給 4 03 職員手当等 △604 扶養手当 △24 地域手当 △1 超過勤務手当 △10 期末手当 △282 勤勉手当 △287 04 共済費 △58 都市共済負担金 (長期) △60 都市共済負担金 (短期) 2

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 社会福祉総務費	千円 4,293,775	千円 12,110	千円 4,305,885	千円	千円	千円	千円 12,110		
2 老人福祉費	3,479,481	13,586	3,493,067	国庫支出金 4,531			9,055		
3 国民年金事業費	29,009	178	29,187				178		

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,676	千円 11,531 11,531
2 給料	3,519	1,108 948 160
3 職員手当等	6,316	3,519 3,519 6,316
4 共済費	731	210 249 642 469
8 旅費	△132	4,281 462 △246 162 144 △57 720 664 109 △53 △132 △132
12 委託料	6,402	579 579 568 568 11 1 10
18 負担金、補助及び交付金	1,330	6,402 6,402 6,402 6,402
27 繰出金	5,854	6,402 1,330 1,330 1,330 5,854 5,767 5,767 5,767 87 87 △7 94
1 報酬	317	178 178
2 給料	239	317 317
3 職員手当等	△71	239 239

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5 国民健康保険費	723,303	3,970	727,273					3,970	
計	8,543,367	29,844	8,573,211	4,531	0	0	0	25,313	

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	449,703	8,193	457,896	国庫支出金 70 県支出金 35				8,088
-----------	---------	-------	---------	---------------------------	--	--	--	-------

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	千円 △307	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金	△71 △186 3 △80 35 58 52 47 △307 40 △32 △315
1 報酬	555	01 職員給等（13人）	3,970
2 給料	2,039	01 職員給等	3,970
3 職員手当等	731	01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	555 425 130
4 共済費	553	02 給料 職員給	2,039 2,039
8 旅費	92	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当	731 △255 107 △78 80 △5 378 473 21 21 △11
		04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金	553 464 114 △25
		08 旅費 通勤に係る費用弁償	92 92

1 報酬	6,431	01 職員給等（35人）	8,052
2 給料	△3,654	01 職員給等	8,052
3 職員手当等	4,780	01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	6,322 6,122 200
4 共済費	443	02 給料 職員給	△3,654 △3,654
8 旅費	193	03 職員手当等 扶養手当	4,750 327

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源 千円	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
2 児童福祉費	6,960,548	2,650	6,963,198				2,650	
4 保育園費	2,288,070	11,059	2,299,129				11,059	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		地域手当 △195 住居手当 80 通勤手当 △20 超過勤務手当 4,114 期末手当 △300 勤勉手当 31 会計年度任用職員期末手当 379 会計年度任用職員勤勉手当 334 04 共済費 441 都市共済負担金（長期） 36 都市共済負担金（短期） △58 厚生年金保険料負担金 463 08 旅費 193 通勤に係る費用弁償 193 04 妊婦支援給付金支給事務費 141 01 妊婦支援給付金支給事務 141 01 報酬 109 会計年度任用職員報酬 109 03 職員手当等 30 会計年度任用職員期末手当 16 会計年度任用職員勤勉手当 14 04 共済費 2 雇用保険料 2
1 報酬	1,354	01 職員給等（5人） 2,650 01 職員給等 2,650 01 報酬 1,354 会計年度任用職員報酬 1,354 02 給料 402 職員給 402 03 職員手当等 1,056 地域手当 25 超過勤務手当 2 期末手当 482 勤勉手当 452 会計年度任用職員期末手当 46 会計年度任用職員勤勉手当 49 04 共済費 △30 都市共済負担金（長期） 124 都市共済負担金（短期） △44 厚生年金保険料負担金 △110 08 旅費 △132 通勤に係る費用弁償 △132
2 給料	402	
3 職員手当等	1,056	
4 共済費	△30	
8 旅費	△132	
1 報酬	31,189	01 職員給等（178人） 11,059 01 職員給等 11,059 01 報酬 31,189 会計年度任用職員報酬 30,989 超過勤務に係る報酬 200 02 給料 5,527 職員給 5,527 03 職員手当等 △15,397 扶養手当 988 地域手当 695 住居手当 453
2 給料	5,527	
3 職員手当等	△15,397	
4 共済費	△10,935	
8 旅費	675	

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5 児童発達支援センター費	235,876	16,464	252,340					16,464	
計	10,258,848	38,366	10,297,214	105	0	0	0	38,261	

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	123,414	192	123,606	国庫支出金 272				△80
-----------	---------	-----	---------	--------------	--	--	--	-----

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		通勤手当 △894 超過勤務手当 9,847 期末手当 △865 勤勉手当 △588 会計年度任用職員期末手当 △13,617 会計年度任用職員勤勉手当 △11,416 04 共済費 △10,935 都市共済負担金（長期） 2,483 都市共済負担金（短期） △5,439 厚生年金保険料負担金 △7,979 08 旅費 675 通勤に係る費用弁償 675
1 報酬	△2,980	01 職員給等（33人） 16,464 01 職員給等 16,464
2 給料	11,209	01 報酬 △2,980 会計年度任用職員報酬 △3,000 超過勤務に係る報酬 20
3 職員手当等	5,922	02 給料 11,209 職員給 11,209
4 共済費	2,494	03 職員手当等 5,922 扶養手当 573 地域手当 707 住居手当 △71 通勤手当 462 超過勤務手当 1,991 期末手当 1,868 勤勉手当 1,435 会計年度任用職員期末手当 △568 会計年度任用職員勤勉手当 △475
8 旅費	△181	04 共済費 2,494 都市共済負担金（長期） 2,174 都市共済負担金（短期） 597 厚生年金保険料負担金 △277 08 旅費 △181 通勤に係る費用弁償 △181

1 報酬	258	01 職員給等（13人） △171 01 職員給等 △171
2 給料	881	02 給料 881 職員給 881
3 職員手当等	△903	03 職員手当等 △1,004 扶養手当 △450 地域手当 25 住居手当 300 通勤手当 △116 超過勤務手当 △970
4 共済費	△44	

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源 千円	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
計	1,429,913	192	1,430,105	272	0	0	△80	

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	2,294,533	△14,925	2,279,608				△14,925
2 予防費	494,410	12,006	506,416	国庫支出金 12,006			
計	3,113,255	△2,919	3,110,336	12,006	0	0	△14,925

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		期末手当 △55
		勤勉手当 276
		休日勤務手当 △14
04 共済費		△48
		都市共済負担金（短期） △48
02 生活保護事務費		△48
01 生活保護運営対策事業		363
01 報酬		363
		会計年度任用職員報酬 258
03 職員手当等		258
		会計年度任用職員期末手当 101
		会計年度任用職員勤勉手当 54
04 共済費		47
		都市共済負担金（短期） 4
		雇用保険料 1
		雇用保険料 3

1 報酬	△5,251	01 職員給等（40人） 01 職員給等 01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	△14,925 △14,925 △5,251 △5,311 60
2 給料	△1,123	02 給料 職員給	△1,123 △1,123
3 職員手当等	△5,464	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当	△5,464 130 17 △762 65 △2,031
4 共済費	△3,198	期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当	△356 △177 △1,239 △1,029 △82
8 旅費	111	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金 08 旅費 通勤に係る費用弁償	△3,198 △1,063 △1,334 △801 111 111
18 負担金、補助及び交付金	12,006	02 予防接種事業費 51 予防接種事業（成人） 18 負担金、補助及び交付金 予防接種健康被害給付費	12,006 12,006 12,006 12,006

3款 民生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 清掃総務費	千円 187,914	千円 4,819	千円 192,733	千円	千円	千円	千円 4,819	
計	1,807,842	4,819	1,812,661	0	0	0	4,819	

5款 農林水産業費
1項 農業費

2 農業総務費	65,544	4,652	70,196				4,652
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,570	千円 4,819 4,819
2 給料	2,238	1,570 1,710 △270 130
3 職員手当等	△261	△270 130
4 共済費	1,160	2,238 2,238
8 旅費	112	△261 235 163 △15 △19 △223 △43 △650 △128 200 174 45 1,160 578 443 139 112 112

		01 職員給等 (18人)	4,652
区分	金額		
1 報酬	104	01 職員給等	4,652
2 給料	569	01 報酬 会計年度任用職員報酬	104 104
3 職員手当等	3,141	02 給料 職員給	569 569
4 共済費	838	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 特殊勤務手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当	3,141 942 91 16 1,331 413 308 18 16 6 838
		04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期) 厚生年金保険料負担金	631 213 △6

4款 衛生費

5款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	179,226	4,652	183,878	0	0	0	4,652		

6款 商工費

1項 商工費

1 商工総務費	156,169	3,868	160,037					3,868
4 観光費	195,356	18,480	213,836			寄附金 100	18,480	緑入金 △100
計	1,025,394	22,348	1,047,742	0	0	0	0	22,348

7款 土木費

1項 土木管理費

1 土木総務費	158,137	5,662	163,799					5,662
---------	---------	-------	---------	--	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 報酬	△127	01 職員給等 (19人) 3,868 01 職員給等 3,868 01 報酬 △127 会計年度任用職員報酬 △257 超過勤務に係る報酬 130 02 給料 770 職員給 770 03 職員手当等 3,029 扶養手当 108 地域手当 88 住居手当 576 通勤手当 △353 超過勤務手当 2,184 期末手当 170 勤勉手当 458 会計年度任用職員期末手当 △28 会計年度任用職員勤勉手当 △17 休日勤務手当 △157 04 共済費 218 都市共済負担金 (長期) 384 都市共済負担金 (短期) △37 厚生年金保険料負担金 △129 08 旅費 △22 通勤に係る費用弁償 △22
14 工事請負費	18,480	財源更正 (02 59 半田赤レンガ建物ガイドブック作成事業) 18,480 03 観光施設費 18,480 51 アイプラザ半田改修事業 18,480 14 工事請負費 18,480 施設改修工事 18,480

1 報酬	△983	01 職員給等 (17人) 5,662 01 職員給等 5,662 01 報酬 △983 会計年度任用職員報酬 △983 02 給料 4,913 職員給 4,913 03 職員手当等 4,913 810 810
2 給料	4,913	
3 職員手当等	810	
4 共済費	1,042	

5款 農林水産業費

6款 商工費

7款 土木費

1項 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	158,137	5,662	163,799	0	0	0	5,662		

2項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	50,109	△3,193	46,916				△3,193
計	875,938	△3,193	872,745	0	0	0	△3,193

3項 河川費

1 河川総務費	13,794	△2,804	10,990				△2,804
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
8 旅費	△120	扶養手当 270 地域手当 360 住居手当 △168 通勤手当 112 超過勤務手当 △485 期末手当 446 勤勉手当 313 会計年度任用職員期末手当 6 会計年度任用職員勤勉手当 9 休日勤務手当 △53 04 共済費 1,042 都市共済負担金（長期） 1,091 都市共済負担金（短期） 50 厚生年金保険料負担金 △99 08 旅費 △120 通勤に係る費用弁償 △120

2 給料	△1,770	01 職員給等（6人） △3,193
3 職員手当等	△1,077	01 職員給等 △3,193
4 共済費	△346	02 給料 △1,770 職員給 △1,770 03 職員手当等 △1,077 扶養手当 △384 地域手当 △129 住居手当 336 通勤手当 △56 超過勤務手当 379 期末手当 △678 勤勉手当 △500 休日勤務手当 △45 04 共済費 △346 都市共済負担金（長期） △183 都市共済負担金（短期） △163

2 給料	△1,710	01 職員給等（2人） △2,804
3 職員手当等	△616	01 職員給等 △2,804
4 共済費	△478	02 給料 △1,710 職員給 △1,710 03 職員手当等 △616

7款 土木費

3項 河川費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源 千円	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
計	175,800	△2,804	172,996	0	0	0	△2,804	

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,332,246	11,672	1,343,918				11,672
2 土地区画整理費	884,014	△314,721	569,293				△314,721

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		扶養手当 △302 地域手当 △121 通勤手当 △96 超過勤務手当 124 期末手当 △174 勤勉手当 △48 休日勤務手当 1 04 共済費 △478 都市共済負担金（長期） △311 都市共済負担金（短期） △167

1 報酬	△161	01 職員給等（15人） 11,068 01 職員給等 11,068 01 報酬 △161 会計年度任用職員報酬 △161
2 給料	5,050	02 給料 5,050 職員給 5,050
3 職員手当等	5,329	03 職員手当等 5,329 扶養手当 623 地域手当 341 住居手当 △784
4 共済費	875	通勤手当 9 超過勤務手当 1,724 期末手当 1,820 勤勉手当 1,600 会計年度任用職員期末手当 57 会計年度任用職員勤勉手当 50 休日勤務手当 △111
8 旅費	△25	04 共済費 875 都市共済負担金（長期） 740 都市共済負担金（短期） 190 厚生年金保険料負担金 △55 08 旅費 △25 通勤に係る費用弁償 △25
12 委託料	604	03 公共交通対策事業費 604 50 公共交通対策事業 604 12 委託料 604 ロケーションシステム運用業務委託料 192 公共交通バス路線図・時刻表等作成業務委託料 412
2 給料	363	01 職員給等（3人） △512 01 職員給等 △512 02 給料 363 職員給 363
3 職員手当等	△242	03 職員手当等 △242 扶養手当 △6 地域手当 22
4 共済費	△633	
27 繰出金	△314,209	

5項 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 公共下水道費	1,276,918	6,938	1,283,856				6,938		
4 公園費	213,215	1,048	214,263			寄附金 1,000	48		
計	4,151,448	△295,063	3,856,385	0	0	1,000	△296,063		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		住居手当 336 通勤手当 △13 期末手当 △333 勤勉手当 △248 04 共済費 △633 都市共済負担金（長期） △403 都市共済負担金（短期） △230 30 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 △126,688 50 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 △126,688 27 繰出金 △126,688 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 △126,688 41 JR半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金 △187,521 51 JR半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金 △187,521 27 繰出金 △187,521 JR半田駅前土地区画整理事業特別会計繰出金 △187,521
18 負担金、補助及び交付金	8,979	02 下水道事業会計繰出金 6,938 50 下水道事業会計繰出金 6,938 18 負担金、補助及び交付金 8,979 下水道事業会計負担金 969 下水道事業会計補助金 8,010 23 投資及び出資金 △2,041 23 投資及び出資金 △2,041 下水道事業会計出資金 △2,041
1 報酬	83	01 職員給等（5人） △91 01 職員給等 △91 01 報酬 83 会計年度任用職員報酬 83 02 給料 569 職員給 569 03 職員手当等 △508 03 職員手当等 △508 扶養手当 △72 地域手当 29 住居手当 △224 通勤手当 △50 超過勤務手当 284 期末手当 △431 勤勉手当 △242 会計年度任用職員期末手当 191 会計年度任用職員勤勉手当 163 休日勤務手当 △156 04 共済費 △262 04 共済費 △262 都市共済負担金（長期） △144 都市共済負担金（短期） △105 厚生年金保険料負担金 △13 08 旅費 27 08 旅費 27 通勤に係る費用弁償 27
2 納入金	△2,041	02 公園管理費 1,139 01 公園管理事業 1,139 14 工事請負費 1,139 樹木等管理工事 1,139
3 職員手当等	△508	
4 共済費	△262	
8 旅費	27	
14 工事請負費	1,139	

6項 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 住宅管理費	千円 648,485	千円 8,565	千円 657,050	千円	千円	千円	千円	千円 8,565	
計	648,485	8,565	657,050	0	0	0	0	8,565	

8款 消防費

1項 消防費

2 非常備消防費	80,557	330	80,887					330
計	1,354,785	330	1,355,115	0	0	0	0	330

節		説明
区分	金額	
1 報酬	431	千円 8,565 8,565
2 給料	1,732	431 431
3 職員手当等	5,151	1,732 1,732 5,151
4 共済費	1,250	△154 501 139 12 △331 4,066 493 239 67 60 59 1,250 795 478 △23 1 1
8 旅費	1	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金 08 旅費 通勤に係る費用弁償

2 給料	114	01 職員給等（1人） 01 職員給等 02 給料 職員給 03 職員手当等 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期）	330 330 114 114 227 7 181 22 17 △11 △5 △6
3 職員手当等	227		
4 共済費	△11		

7款 土木費 8款 消防費

9款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
2 事務局費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 事務局費	161,567	3,549	165,116					3,549	
3 学校教育指導費	673,440	12,427	685,867					12,427	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	182	千円 3,549 3,549
2 給料	2,556	182 182
3 職員手当等	763	2,556 △39 2,595 763 164 163 △516 △7 △466 626 702 34 29 34 48 155 △103 △4
4 共済費	48	特別職員給 職員給 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金
1 報酬	7,868	02 学校教育指導等事業費 12,427
3 職員手当等	4,460	50 学校生活支援事業 9,152 5,342 5,342
4 共済費	99	01 報酬 会計年度任用職員報酬 03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 04 共済費 雇用保険料 51 共に学ぶ教育環境整備事業 494 342 342 3,733 2,007 1,726 77 77 01 報酬 会計年度任用職員報酬 03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 04 共済費 雇用保険料 52 いじめや不登校等対策事業 2,165 1,615 1,615 534 284 250 16 16 01 報酬 会計年度任用職員報酬 03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 04 共済費 雇用保険料 58 外国籍等児童生徒支援事業 361 315 315 45 24 21 01 報酬 会計年度任用職員報酬 03 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 04 共済費 1

1項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	839,585	15,976	855,561	0	0	0	15,976		

2項 小学校費

1 学校管理費	712,468	5,214	717,682				5,214
2 教育振興費	296,592	287	296,879			寄附金 287	
計	3,787,661	5,501	3,793,162	0	0	287	5,214

3項 中学校費

1 学校管理費	549,494	△1,066	548,428				△1,066
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		雇用保険料 1
		61 学校地域協働支援員配置事業 255
		01 報酬 254
		会計年度任用職員報酬 254
		04 共済費 1
		雇用保険料 1

1 報酬	1,342	01 職員給等 (7人) 5,214
2 給料	1,668	01 職員給等 5,214
3 職員手当等	1,753	01 報酬 1,342
4 共済費	418	会計年度任用職員報酬 1,342
8 旅費	33	02 給料 1,668
		職員給 1,668
		03 職員手当等 1,753
		扶養手当 36
		地域手当 102
		超過勤務手当 △50
		期末手当 690
		勤勉手当 609
		会計年度任用職員期末手当 196
		会計年度任用職員勤勉手当 170
		04 共済費 418
		都市共済負担金 (長期) 595
		都市共済負担金 (短期) 111
		厚生年金保険料負担金 △288
		08 旅費 33
		通勤に係る費用弁償 33
10 需用費	239	02 小学校教育振興費 287
17 備品購入費	48	02 小学校教育振興事業 287
		10 需用費 239
		教材用消耗品費 239
		17 備品購入費 48
		教材用備品 48

1 報酬	427	01 職員給等 (5人) △1,066
2 給料	△612	01 職員給等 △1,066
		01 報酬 427
		会計年度任用職員報酬 427

9款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源 千円	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
計	740,880	△1,066	739,814	0	0	0	△1,066	

4項 幼稚園費

1 幼稚園費	538,451	△6,459	531,992				△6,459
計	538,451	△6,459	531,992	0	0	0	△6,459

節		説明	
区分	金額		
	千円	千円	
3 職員手当等	△579	02 紙料 職員給 03 職員手当等 扶養手当 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	△612 △612 △579 △162 △46 259 △429 △280 42 37 △302 △192 △108 △2
4 共済費	△302	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金	△302 △192 △108 △2

1 報酬	△2,217	01 職員給等（44人） 01 職員給等 01 報酬 会計年度任用職員報酬	△6,459 △6,459 △2,217 △2,217
2 紙料	1,317	02 紙料 職員給	1,317 1,317
3 職員手当等	△2,629	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	△2,629 109 203 396 △218 503 △486 △185 △1,621 △1,330 △2,978 △120 △1,411 △1,447
4 共済費	△2,978	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期） 厚生年金保険料負担金	48 48
8 旅費	48	08 旅費 通勤に係る費用弁償	48

5項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 社会教育総務費	305,100	5,356	310,456					5,356	
3 図書館、博物館費	321,987	5,482	327,469				寄附金 1,000	4,482	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,718	千円 5,356 5,356 2,718 2,748 △30 498 498 2,641 253 61 330 △174 2,092 △375 △210 337 302 25 △442 831 △312 △961 △59 △59
2 給料	498	01 職員給等 (23人) 01 職員給等 01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬 02 給料 職員給 03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期) 厚生年金保険料負担金 08 旅費 通勤に係る費用弁償
3 職員手当等	2,641	
4 共済費	△442	
8 旅費	△59	
1 報酬	745	01 職員給等 (20人) 01 職員給等 01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬 休日勤務に係る報酬 02 給料 職員給 03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期) 厚生年金保険料負担金 08 旅費 通勤に係る費用弁償
2 給料	2,466	
3 職員手当等	965	
4 共済費	355	
8 旅費	△49	
10 需用費	594	
17 備品購入費	406	02 図書館費 01 図書館一般事務 10 需用費 消耗品費 17 備品購入費

5項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
6 新美南吉記念館費	121,507	2,020	123,527					2,020	
計	1,064,701	12,858	1,077,559	0	0	1,000	11,858		

6項 保健体育費

3 学校給食費	1,379,711	△1,217	1,378,494				△1,217
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		図書館用備品 406
1 報酬	794	01 職員給等 (5人) 2,020
2 給料	940	01 職員給等 2,020
3 職員手当等	69	01 報酬 794
4 共済費	134	会計年度任用職員報酬 804
8 旅費	83	超過勤務に係る報酬 △10
		02 給料 940
		職員給 940
		03 職員手当等 69
		扶養手当 △282
		地域手当 57
		超過勤務手当 △115
		期末手当 139
		勤勉手当 223
		会計年度任用職員期末手当 23
		会計年度任用職員勤勉手当 24
		04 共済費 134
		都市共済負担金 (長期) 145
		都市共済負担金 (短期) 40
		厚生年金保険料負担金 △51
		08 旅費 83
		通勤に係る費用弁償 83

1 報酬	△1,271	01 職員給等 (5人) △1,217
2 給料	79	01 職員給等 △1,217
3 職員手当等	997	01 報酬 △1,271
4 共済費	△1,066	会計年度任用職員報酬 △1,261
8 旅費	44	超過勤務に係る報酬 △10
		02 給料 79
		職員給 79
		03 職員手当等 997
		扶養手当 △147
		地域手当 23
		住居手当 18
		通勤手当 △33
		超過勤務手当 332
		期末手当 △22
		勤勉手当 70
		会計年度任用職員期末手当 400
		会計年度任用職員勤勉手当 356
		04 共済費 △1,066
		都市共済負担金 (長期) 185
		都市共済負担金 (短期) △621
		厚生年金保険料負担金 △630
		08 旅費 44
		通勤に係る費用弁償 44

6項 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	2,063,795	△1,217	2,062,578	0	0	0	0	△1,217	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

9款 教育費

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間 支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等	3	0	32,762 (5.0750)	13,937 (5.0750)	0	33,253	79,952	7,448 87,400
	議員	22	124,541	0	52,669 (5.0750)	0	0	177,210	33,664 210,874
	その他	1,613	186,033	0	0	0	0	186,033	0 186,033
	計	1,638	310,574	32,762	66,606	0	33,253	443,195	41,112 484,307
補正前	長等	3	0	32,952 (5.0025)	13,738 (5.0025)	0	33,253	79,943	7,433 87,376
	議員	22	124,541	0	51,916 (5.0025)	0	0	176,457	33,664 210,121
	その他	1,613	186,033	0	0	0	0	186,033	0 186,033
	計	1,638	310,574	32,952	65,654	0	33,253	442,433	41,097 483,530
比較	長等	0	0	△ 190 (0.0725)	199 (0.0725)	0	0	9	15 24
	議員	0	0	0	753 (0.0725)	0	0	753	0 753
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	計	0	0	△ 190	952	0	0	762	15 777

※ 「その他手当」は退職手当

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(9) 734	0	2,532,863	1,921,292	4,454,155	860,800	5,314,955
補正前	(10) 735	0	2,478,052	1,771,517	4,249,569	843,646	5,093,215
比 較	(△1) △ 1	0	54,811	149,775	204,586	17,154	221,740

※ () 内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	50,065	50,948	158,769	36,490	47,883	228,045	2,170
補正前	50,219	46,395	154,400	35,701	49,308	190,426	3,689
比 較	△ 154	4,553	4,369	789	△ 1,425	37,619	△ 1,519

区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	585,080	481,115	472	0	224,335	55,920	1,921,292
補正前	580,074	476,824	600	0	139,601	44,280	1,771,517
比 較	5,006	4,291	△ 128	0	84,734	11,640	149,775

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(803) 803	1,325,130	0	414,434	1,739,564	261,154	2,000,718
補正前	(796) 796	1,275,956	0	436,630	1,712,586	285,360	1,997,946
比 較	(7) 7	49,174	0	△ 22,196	26,978	△ 24,206	2,772

※ () 内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	54,811	給与改定に伴う増減分	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均3.53% ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均4.49% ※令和6年12月に改定（令和6年4月から適用）	
		昇給・昇格に伴う増減分	昇給・昇給の状況 昇給 △ 80人 △ 4,866 千円 昇格 40人 14,698 千円	
		その他増減分	△ 41,865 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 その他 計 補正後 734人 △ 4人 730人 補正前 729人 6人 735人 増減 5人 △ 10人 △ 5人	
職員手当	149,775	制度改正に伴う増減分	期末手当の改定 期末手当 24,944 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.500月 2.525月 (内訳) 6ヶ月期 1.250月 1.250月 12ヶ月期 1.250月 1.275月 勤勉手当の改定 勤勉手当 21,626 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.100月 2.125月 (内訳) 6ヶ月期 1.050月 1.050月 12ヶ月期 1.050月 1.075月	
		その他増減分	103,205 管理職手当 △ 154 千円 扶養手当 4,553 千円 地域手当 4,369 千円 住居手当 789 千円 通勤手当 △ 1,425 千円 超過勤務手当 37,619 千円 休日勤務手当 △ 1,519 千円 期末手当 △ 19,938 千円 勤勉手当 △ 17,335 千円 特殊勤務手当 △ 128 千円 単身赴任手当 0 千円 退職手当 84,734 千円 児童手当 11,640 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

ア 職員一人当たり給与

区分		一般行政職	教育職	技能労務職
補正後 令和7年4月1日 現在	平均給料月額（円）	319,022円	325,730円	292,326円
	平均給与月額（円）	396,291円	381,713円	322,494円
	平均年齢（歳）	39歳2月	41歳10月	55歳4月
補正前 令和7年1月1日 現在	平均給料月額（円）	302,880	306,220	276,340
	平均給与月額（円）	362,623	354,728	309,896
	平均年齢（歳）	39歳4月	42歳6月	55歳11月

区分		医療職（2）	医療職（3）-
補正後 令和7年4月1日 現在	平均給料月額（円）	—	—
	平均給与月額（円）	—	—
	平均年齢（歳）	—	—
補正前 令和7年1月1日 現在	平均給料月額（円）	268,978	291,226
	平均給与月額（円）	332,085	330,992
	平均年齢（歳）	41歳10月	39歳6月

※短時間勤務職員は除く。

※令和7年4月1日から医療職は、一般行政職に含む。

イ 初任給

区分	一般行政職		技能労務職	
	半田市	国	半田市	国
高校卒	206,700円	200,300円	205,000円	198,200円
短大卒	222,600円	216,500円	—	—
大学卒	237,600円	232,000円	—	—

※ 教育職の初任給については一般行政職に準ずる。

ウ 級別職員数

区分	職務の級	一般行政職		教育職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和7年4月1日 現在	1級	() 90	13.7	() 5	10.9	() 1	3.6
	2級	() 110	16.8	() 6	13.0	() 2	7.1
	3級	(5) 249	37.9	() 20	43.5	() 1	3.6
	4級	() 100	15.2	() 6	13.0	(4) 23	82.1
	5級	() 61	9.3	() 9	19.6	() 1	3.6
	6級	() 15	2.3	()		()	
	7級	() 21	3.2	()		()	
	8級	() 3	0.5	()		()	
	9級	() 7	1.1	()		()	
	計	(5) 656	100.0	() 46	100.0	(4) 28	100.0
補正前 令和7年1月1日 現在	1級	() 86	13.8	() 10	20.8	() 2	6.5
	2級	() 111	17.8	() 2	4.2	(6) 14	45.2
	3級	(5) 232	37.3	() 21	43.7	() 1	3.2
	4級	() 93	14.9	() 6	12.5	() 13	41.9
	5級	() 55	8.8	() 9	18.8	() 1	3.2
	6級	() 11	1.8	()		()	
	7級	() 25	4.0	()		()	
	8級	() 3	0.5	()		()	
	9級	() 7	1.1	()		()	
	計	(5) 623	100.0	() 48	100.0	(6) 31	100.0
補正後 令和7年4月1日 現在	医療職(2)	1級	- 人	()	構成比	%	
	医療職(2)	2級	- 人	()	構成比	%	
	医療職(2)	3級	- 人	()	構成比	%	
	計	- 人	()	構成比	- %		
補正前 令和7年1月1日 現在	医療職(2)	1級	2 人	()	構成比	28.6	%
	医療職(2)	2級	4 人	()	構成比	57.1	%
	医療職(2)	3級	1 人	()	構成比	14.3	%
	計	7 人	()	構成比	100.0	%	
補正後 令和7年4月1日 現在	医療職(3)	2級	- 人	()	構成比	%	
	医療職(3)	3級	- 人	()	構成比	%	
	医療職(3)	4級	- 人	()	構成比	%	
	計	- 人	()	構成比	- %		
補正前 令和7年1月1日 現在	医療職(3)	2級	10 人	()	構成比	50.0	%
	医療職(3)	3級	6 人	()	構成比	30.0	%
	医療職(3)	4級	4 人	()	構成比	20.0	%
	計	20 人	()	構成比	100.0	%	

※()内は、短時間勤務職員。

※令和7年4月1日から医療職は、一般行政職に含む。

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和7年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職務内容	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査	課長補佐 園長 副主幹	課長 主幹	課長	部長 監	部長

工 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	教育職	技能労務職
改正後	職員数 (A) (人)	725	655	46 24
	昇給に係る職員数 (B) (人)	439	407	29 3
	号給数別内訳	2号給 (人)	13	12 0 1
		4号給 (人)	353	328 23 2
		6号給 (人)	16	15 1 0
		8号給 (人)	4	2 2 0
		その他号給 (人)	53	50 3 0
	比率 (B) / (A) (%)	60.6	62.1	63.0 12.5
改正前	職員数 (A) (人)	725	653	48 24
	昇給に係る職員数 (B) (人)	568	525	35 8
	号給数別内訳	2号給 (人)	4	4 0 0
		4号給 (人)	564	521 35 8
		6号給 (人)	0	0 0 0
		8号給 (人)	0	0 0 0
		その他号給 (人)	0	0 0 0
	比率 (B) / (A) (%)	78.3	80.4	72.9 33.3

※ 短時間勤務職員は除く。

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等に による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有
補正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60	有
国の制度	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有

() 内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の標準的な支給率。

力 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	応募認定	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3~45%加算)	
	定年	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度なし	
国の制度		24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	半田市
支 給 率 (%)	6
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6

※支給対象は、全職員

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.013	0.003	0.302
支給対象職員の比率 (%) (令和7年4月1日現在)	1.64	0.46	32.1
代表的な特殊勤務手当の名称	不快手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	
扶養手当	同		
住居手当	同		
通勤手当	交通機関 交通用具 異 異	運賃相当額における最高支給限 50,000円 通勤距離 2Km以上 5Km未満 4,100円 5Km以上 10Km未満 6,900円 10Km以上 15Km未満 9,700円 以下 5Km増す毎に 2,800円加算	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額

事項	限度額	債務負担行為に基づく支出負担行為額	6年度末までの支出(見込)額	
			期間	金額
自動車等管理事業 (市バス運行管理委託)	千円 6,984	千円 —	—	千円 0
庁舎維持修繕等事業 (修繕料)	2,649	—	—	0
小学校児童放課後等居場所づくり事業 (児童の居場所運営委託)	31,244	—	—	0
アイプラザ半田改修事業 (施設改修工事)	27,720	—	—	0

又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		特 定 財 源				一般財源
期 間	金 額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度から 令和8年度まで	6,984					6,984
令和7年度から 令和8年度まで	2,649					2,649
令和7年度から 令和8年度まで	31,244	7,929	7,929			15,386
令和7年度から 令和8年度まで	27,720					27,720

令和7年度半田市一般会計補正予算第4号 歳入参考資料

(款) 16 国 庫 支 出 金

(単位:千円)

項目	節 区 分 / 金額	補 正 前		補 正 後	比較増減
		補 正 前	補 正 後		
1 国庫負担金					
1 民生費国庫負担金					
1 1 社会福祉費 負担金	生活困窮者自立支援 事業費負担金 130	8,978 11,971×3/4	生活困窮者自立支援 事業費負担金 12,145×3/4	9,108	130
2 衛生費国庫負担金					
1 保健衛生費 負担金	予防接種健康被害 給付費負担金 12,006	448 448×10/10	予防接種健康被害 給付費負担金 12,454×10/10	12,454	12,006
2 国庫補助金					
1 総務費国庫補助金					
1 1 総務管理費 補助金	外国人受入環境整備 交付金 68	2,967 5,935×1/2	外国人受入環境整備 交付金 6,071×1/2	3,035	68
2 民生費国庫補助金					
1 1 社会福祉費 補助金	生活困窮者就労準備 支援事業等補助金 (学習支援)1,798×1/2 (業務効率化)330×1/2 (成年後見利用促進) 793×1/2 (家計改善・一時生活・就労準備) 22,153×2/3 (一時生活)1,498×2/3 (医療扶助適正化) 406×3/4 (扶養義務調査充実) 90×3/4 (保護決定等体制強化) 4,573×3/4 (その他適正化) 9,483×3/4 (調査項目の変更等・生活扶助基準改定) 4,823×1/2	30,549	生活困窮者就労準備 支援事業等補助金 (学習支援)1,798×1/2 (業務効率化)330×1/2 (成年後見利用促進) 793×1/2 (家計改善・一時生活・就労準備) 22,153×2/3 (一時生活)1,498×2/3 (医療扶助適正化) 406×3/4 (扶養義務調査充実) 90×3/4 (保護決定等体制強化) 4,762×3/4 (その他適正化) 9,483×3/4 (調査項目の変更等・生活扶助基準改定) 4,823×1/2	30,691	142
2 2 児童福祉費 補助金			子ども・子育て支援事業費補助金 (児童手当制度改正実施円滑化事業分)	681	681
	751	2,023 4,046×1/2	妊婦支援給付金支給 事務費補助金 4,187×1/2	2,093	70
3 老人福祉費 補助金			介護保険制度改革に伴う システム改修事業費補助金 6,402×1/2	3,201	3,201
	4,531		高齢者生きがい活動促進 事業費補助金 1,330×10/10	1,330	1,330

(款) 17 県 支 出 金

(単位:千円)

項目	節 区 分 / 金額	補 正 前		補 正 後	比較増減
		補 正 前	補 正 後		
2 県補助金					
2 2 民生費県補助金					
3 3 児童福祉費 補助金	妊婦支援給付金支給 事務費補助金 35	1,011 4,047×1/4	妊婦支援給付金支給 事務費補助金 4,187×1/4	1,046	35

令和7年度半田市一般会計補正予算第4号 歳入参考資料（寄附一覧）

(款) 19 寄 附 金

(単位:円)

項	目	節	細節 寄附の目的	寄附者名及び寄附金額
1 寄附金				
	1	総務費寄附金		
	1	総務管理費寄附金		
	4	地域整備基金寄附金 公園整備のために	明治安田生命保険相互会社 刈谷支社 支社長 丸山 和則 様	822千円 821,600
	17	はんだ山車まつり基金寄附金 山車まつり関連事業のために	株式会社コメ兵 代表取締役社長 山内 祐也 様 (企業版ふるさと納税)	197千円 196,456
	5	教育費寄附金		
	2	社会教育費寄附金		
	9	図書館費寄附金 図書館関連事業のために	知多信用金庫 理事長 間瀬 朱実 様	1,000千円 1,000,000
	4	小学校費寄附金		
	1	小学校教育振興費寄附金 小中学校の理科教材充実のために	第28回JFEオープンゴルフ大会 会長 森岡 宏泰 様	287千円 286,800
	6	商工費寄附金		
	1	商工費寄附金		
	3	観光費寄附金 半田赤レンガ関連事業のために	ラッフルズインベストメント株式会社 代表取締役社長 皆川 勝彦 様	100千円 100,000
	7	土木費寄附金		
	1	都市計画費寄附金		
	2	公園費寄附金 公園整備のために	コニックス株式会社 代表取締役社長 吉田 治伸 様 (企業版ふるさと納税)	1,000千円 1,000,000

議案第75号

令和7年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号

令和7年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ476,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 379,260	千円 △126,688	千円 252,572
	1 他会計繰入金	379,260	△126,688	252,572
5 繰越金		0	128,899	128,899
	1 繰越金	0	128,899	128,899
歳 入	合 計	474,570	2,211	476,781

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 乙川中部土地区画整理費		千円 252,412	千円 2,211	千円 254,623
	1 乙川中部土地区画整理費	252,412	2,211	254,623
歳 出	合 計	474,570	2,211	476,781

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 繰入金	379,260	△126,688	252,572
5 繰越金	0	128,899	128,899
歳 入 合 計	474,570	2,211	476,781

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 乙川中部土地区画整理費	252,412	2,211	254,623
歳 出 合 計	474,570	2,211	476,781

補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
特 定	財 源	そ の 他		
国 県 支 出 金	地 方 債	千円	千円	千円
0	0	0	0	2,211
0	0	0	0	2,211

2 歳 入

3款 繰入金 1項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 379,260	千円 △126,688	千円 252,572
計	379,260	△126,688	252,572

5款 繰越金 1項 繰越金

1 繰越金	0	128,899	128,899
計	0	128,899	128,899

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△126,688 千円	01 一般会計繰入金 △126,688 千円

1 繰越金	128,899	01 前年度繰越金	128,899

3 歳 出

1款 乙川中部土地区画整理費

1項 乙川中部土地区画整理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 乙川中部土地区画整理費	千円 252,412	千円 2,211	千円 254,623	千円	千円	千円	千円 2,211	
計	252,412	2,211	254,623	0	0	0	2,211	

節		説明	千円
区分	金額		
2 給料	942	01 職員給等 (4人)	2,211
3 職員手当等	839	01 職員給等	2,211
4 共済費	430	02 給料 職員給 03 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 休日勤務手当 04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期)	942 942 839 36 74 33 398 135 172 △9 430 317 113

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)	その他手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	78	0	78
	計	10	78	0	0	0	78	0	78
補正前	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	78	0	78
	計	10	78	0	0	0	78	0	78
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 4	0	14,250	9,427	23,677	4,417	28,094
補正前	() 4	0	13,308	8,588	21,896	3,987	25,883
比 較	() 0	0	942	839	1,781	430	2,211

※ () 内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	0	276	887	300	215	1,463	12
補正前	0	240	813	300	182	1,065	21
比 較	0	36	74	0	33	398	△ 9

区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	3,402	2,872	0	9,427
補正前	3,267	2,700	0	8,588
比 較	135	172	0	839

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 0	0	0	0	0	0	0
補正前	() 0	0	0	0	0	0	0
比 較	() 0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	942	給与改定に伴う増減分	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均3.73% ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均5.66% ※令和6年12月に改定（令和6年4月から適用）	
		昇給・昇格に伴う増減分	昇給・昇格の状況 昇 給 0人 8千円 昇 格 0人 0千円	
		その他増減分	新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現在在職する職員 その他 計 補正後 4人 0人 4人 補正前 4人 0人 4人 増 減 0人 0人 0人	
職員手当	839	制度改正に伴う増減分	期末手当の改定 期末手当 152千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.500月 2.525月 (内訳) 6ヶ月期 1.250月 1.250月 12ヶ月期 1.250月 1.275月 勤勉手当の改定 勤勉手当 134千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.100月 2.125月 (内訳) 6ヶ月期 1.050月 1.050月 12ヶ月期 1.050月 1.075月	
			その他増減分 管理職手当 0千円 扶養手当 36千円 地域手当 74千円 住居手当 0千円 通勤手当 33千円 超過勤務手当 398千円 休日勤務手当 △9千円 期末手当 △17千円 勤勉手当 38千円 特殊勤務手当 0千円	

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

ア 職員一人当たり給与

区分		一般行政職
補正後 令和7年4月1日 現在	平均給料月額（円）	304,000
	平均給与月額（円）	356,800
	平均年齢（歳）	33歳8月
補正前 令和7年1月1日 現在	平均給料月額（円）	291,101
	平均給与月額（円）	337,881
	平均年齢（歳）	35歳3月

※短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区分	職務の級	一般行政職		区分	職務の級	一般行政職	
		職員数（人）	構成比（%）			職員数（人）	構成比（%）
補正後 令和7年4月1日 現在	1級	()		補正前 令和7年1月1日 現在	1級	()	
	2級	() 2	50.0		2級	() 1	25.0
	3級	() 1	25.0		3級	() 2	50.0
	4級	()			4級	()	
	5級	() 1	25.0		5級	() 1	25.0
	6級	()			6級	()	
	7級	()			7級	()	
	8級	()			8級	()	
	9級	()			9級	()	
	計	() 4	100.0		計	() 4	100.0

※()内は、短時間勤務職員

(行政職給料表（一）の級別標準的職務内容)

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

工 昇給

区分		合計	代表的な職種
			一般行政職
補正後	職員数 (A) (人)	4	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4
	号給数別内訳	4号給 (人)	4
		号給 (人)	
		号給 (人)	
		号給 (人)	
	比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0
補正前	職員数 (A) (人)	4	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4
	号給数別内訳	4号給 (人)	4
		号給 (人)	
		号給 (人)	
		号給 (人)	
	比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0

※短時間勤務職員は除く。

才 期末手当・勤勉手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

力 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和7年4月1日現在)	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称		—

ケ その他の手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

議案第76号

令和7年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号

令和7年度半田市のＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,607千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 485,240	千円 △187,521	千円 297,719
	1 他会計繰入金	485,240	△187,521	297,719
6 繰越金		0	181,914	181,914
	1 繰越金	0	181,914	181,914
歳 入	合 計	571,463	△5,607	565,856

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 JR半田駅前土地区画 整理費		千円 534,764	千円 △5,607	千円 529,157
	1 JR半田駅前土地区画 整理費	534,764	△5,607	529,157
歳 出	合 計	571,463	△5,607	565,856

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 JR半田駅前 土地区画整理費	1 JR半田駅前 土地区画整理費	JR半田駅前土地区画整理事業	千円 58,478

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	485,240	△187,521	297,719
6 繰越金	0	181,914	181,914
歳 入 合 計	571,463	△5,607	565,856

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 JR半田駅前土地区画整理費	534,764	△5,607	529,157
歳 出 合 計	571,463	△5,607	565,856

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△5,607
0	0	0	△5,607

2 歳 入

4款 繰入金 1項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 485,240	千円 △187,521	千円 297,719
計	485,240	△187,521	297,719

6款 繰越金 1項 繰越金

1 繰越金	0	181,914	181,914
計	0	181,914	181,914

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△187,521 千円	01 一般会計繰入金 △187,521 千円

1 繰越金	181,914	01 前年度繰越金	181,914

3 歳 出

1款 JR半田駅前土地区画整理費
1項 JR半田駅前土地区画整理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 JR半田駅前土地区画整理費	千円 534,764	千円 △5,607	千円 529,157	千円	千円	千円	千円 △5,607	
計	534,764	△5,607	529,157	0	0	0	△5,607	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	千円 94	△5,607
2 給料	△3,469	△5,607
3 職員手当等	△1,246	94 104 △10
4 共済費	△936	△3,469 △3,469 △1,246
8 旅費	△50	△150 △217 336 △16 187 △815 △603 18 16 △2 △936 △615 △315 △6 △50 △50

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)	その他手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	78	0	78
	計	10	78	0	0	0	78	0	78
補正前	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	78	0	78
	計	10	78	0	0	0	78	0	78
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 4	0	13,077	10,606	23,683	4,420	28,103
補正前	() 5	0	16,546	11,886	28,432	5,347	33,779
比 較	() △ 1	0	△ 3,469	△ 1,280	△ 4,749	△ 927	△ 5,676

※ () 内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	0	450	812	1,008	393	2,379	42
補正前	0	600	1,029	672	409	2,192	44
比 較	0	△ 150	△ 217	336	△ 16	187	△ 2

区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	3,017	2,505	0	10,606
補正前	3,832	3,108	0	11,886
比 較	△ 815	△ 603	0	△ 1,280

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(1) 1	2,559	0	967	3,526	505	4,031
補正前	(1) 1	2,465	0	933	3,398	514	3,912
比 較	() 0	94	0	34	128	△ 9	119

※ () 内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 3,469	給与改定に伴う増減分	526 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均4.19% ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均6.39% ※令和6年12月に改定（令和6年4月から適用）	
		昇給・昇格に伴う増減分	△ 57 昇給・昇格の状況 昇 給 △ 1人 △ 57 千円 昇 格 0人 0 千円	
		その他増減分	△ 3,938 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現在在職する職員 その他 計 補正後 4人 0人 4人 補正前 5人 0人 5人 増 減 △ 1人 0人 △ 1人	
職員手当	△ 1,280	制度改正に伴う増減分	274 期末手当の改定 期末手当 146 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.500月 2.525月 (内訳) 6ヶ月期 1.250月 1.250月 12ヶ月期 1.250月 1.275月 勤勉手当の改定 勤勉手当 128 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.100月 2.125月 (内訳) 6ヶ月期 1.050月 1.050月 12ヶ月期 1.050月 1.075月	
		その他増減分	△ 1,554 管理職手当 0 千円 扶養手当 △ 150 千円 地域手当 △ 217 千円 住居手当 336 千円 通勤手当 △ 16 千円 超過勤務手当 187 千円 休日勤務手当 △ 2 千円 期末手当 △ 961 千円 勤勉手当 △ 731 千円 特殊勤務手当 0 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

ア 職員一人当たり給与

区分		一般行政職
補正後 令和7年4月1日 現在	平均給料月額（円）	272,425
	平均給与月額（円）	374,199
	平均年齢（歳）	28歳10月
補正前 令和7年1月1日 現在	平均給料月額（円）	271,660
	平均給与月額（円）	334,762
	平均年齢（歳）	31歳7月

※短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区分	職務の級	一般行政職		区分	職務の級	一般行政職	
		職員数（人）	構成比（%）			職員数（人）	構成比（%）
補正後 令和7年4月1日 現在	1級	()		補正前 令和7年1月1日 現在	1級	() 1	20.0
	2級	() 2	50.0		2級	() 1	20.0
	3級	() 2	50.0		3級	() 2	40.0
	4級	()			4級	() 1	20.0
	5級	()			5級	()	
	6級	()			6級	()	
	7級	()			7級	()	
	8級	()			8級	()	
	9級	()			9級	()	
	計	() 4	100.0		計	() 5	100.0

※()内は、短時間勤務職員

(行政職給料表（一）の級別標準的職務内容)

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

工 昇給

区分		合計	代表的な職種
			一般行政職
補正後	職員数 (A) (人)	4	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3
	号給数別内訳	4号給 (人)	2
		6号給 (人)	1
		号給 (人)	
		号給 (人)	
比率 (B) / (A) (%)		75.0	75.0
補正前	職員数 (A) (人)	5	5
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5	5
	号給数別内訳	4号給 (人)	5
		号給 (人)	
		号給 (人)	
		号給 (人)	
比率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0

※短時間勤務職員は除く。

才 期末手当・勤勉手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

力 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和7年4月1日現在)	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称		—

ケ その他の手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

議案第77号

令和7年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第2号

令和7年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,881,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 2,020,980	千円 176	千円 2,021,156
	2 国庫補助金	327,931	176	328,107
4 支払基金交付金		2,574,992	△13	2,574,979
	1 支払基金交付金	2,574,992	△13	2,574,979
5 県支出金		1,353,320	87	1,353,407
	2 県補助金	41,913	87	42,000
7 繰入金		1,491,909	5,854	1,497,763
	1 他会計繰入金	1,491,909	5,854	1,497,763
8 繰越金		50,000	102	50,102
	1 繰越金	50,000	102	50,102
歳 入 合 計		9,875,619	6,206	9,881,825

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		212,597	5,767	218,364
	1 総務管理費	122,727	5,880	128,607
	3 介護認定審査会費	83,968	△113	83,855
3 地域支援事業費		323,562	439	324,001
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	292,709	△50	292,659
	2 包括的支援事業・任意事業費	30,853	489	31,342
歳 出 合 計		9,875,619	6,206	9,881,825

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	千円 2,020,980	千円 176	千円 2,021,156
4 支払基金交付金	2,574,992	△13	2,574,979
5 県支出金	1,353,320	87	1,353,407
7 繰入金	1,491,909	5,854	1,497,763
8 繰越金	50,000	102	50,102
歳 入 合 計	9,875,619	6,206	9,881,825

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 212,597	千円 5,767	千円 218,364
3 地域支援事業費	323,562	439	324,001
歳 出 合 計	9,875,619	6,206	9,881,825

補正額の財源内訳				一般財源
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		
国 県 支 出 金				
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	5,767
263	0	△13		189
263	0	△13		5,956

2 歳 入

3款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 58,505	千円 △10	千円 58,495
3 地域支援事業交付金（総合事業調整交付金）	7,313	△2	7,311
4 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	10,695	188	10,883
計	327,931	176	328,107

4款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	78,982	△13	78,969
計	2,574,992	△13	2,574,979

5款 県支出金

2項 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	36,566	△7	36,559
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	5,347	94	5,441
計	41,913	87	42,000

7款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,491,909	5,854	1,497,763
-----------	-----------	-------	-----------

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	千円 △10	01 現年度分 千円 △10
1 現年度分調整 交付金	△2	01 現年度分調整交付金 △2
1 現年度分	188	01 現年度分 188

1 現年度分	△13	01 現年度分 △13

1 現年度分	△7	01 現年度分 △7
1 現年度分	94	01 現年度分 94

2 地域支援事業 繰入金（介護 予防・日常生活 支援総合事 業）	△7	01 現年度分 △7

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
計	1,491,909	5,854	1,497,763

8款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	50,000	102	50,102
計	50,000	102	50,102

節		説明
区分	金額	
3 地域支援事業 繰入金（包括 的支援事業・ 任意事業）	千円 94	01 現年度分 千円 94
4 職員給与費等 繰入金	5,767	01 職員給与費等繰入金 5,767

1 繰越金	102	01 前年度繰越金	102

3 歳 出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 一般管理費	千円 122,727	千円 5,880	千円 128,607	千円	千円	千円	千円 5,880	
計	122,727	5,880	128,607	0	0	0	5,880	

3項 介護認定審査会費

2 認定調査等 費	41,234	△113	41,121				△113
計	83,968	△113	83,855	0	0	0	△113

節		説明
区分	金額	
1 報酬	298	千円 5,880
2 給料	2,962	5,880 298
3 職員手当等	2,168	318 △20
4 共済費	452	2,962 2,168 △29 176 △168 △144 1,292 439 546 54 48 △46 452 299 176 △23

1 報酬	295	△113
3 職員手当等	△63	△113
4 共済費	△308	295 315 △20 △63 △38 △25 △308 △164 △144 △37 △37
8 旅費	△37	△37 △37

3款 地域支援事業費

1項 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 一般介護予防事業費	千円 14,028	千円 △50	千円 13,978	千円 国庫支出金 △12	千円	千円 基金交付金 △13	千円 △18		
国庫支出金 △7									
計	292,709	△50	292,659	△19	0	△13	△18		

2項 包括的支援事業・任意事業費

1 包括的支援事業費	11,482	489	11,971	国庫支出金 188				207
県支出金 94								
計	30,853	489	31,342	282	0	0	0	207

節		説明	千円
区分	金額		
2 給料	△149	01 職員給等 (1人)	△50
3 職員手当等	133	01 職員給等	△50
4 共済費	△34	02 給料 職員給	△149 △149
		03 職員手当等 地域手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当	133 △9 49 239 △94 △52
		04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期)	△34 9 △43

2 給料	207	01 職員給等	489
3 職員手当等	178	01 職員給等 (1人)	489
4 共済費	104	02 給料 職員給	207 207
		03 職員手当等 地域手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当	178 13 68 54 43
		04 共済費 都市共済負担金 (長期) 都市共済負担金 (短期)	104 75 29

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)	その他手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	66	18,111	0	0	0	18,111	0	18,111
	計	66	18,111	0	0	0	18,111	0	18,111
補正前	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	66	18,111	0	0	0	18,111	0	18,111
	計	66	18,111	0	0	0	18,111	0	18,111
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 17	0	63,133	39,312	102,445	19,401	121,846
補正前	() 18	0	60,113	36,935	97,048	18,842	115,890
比 較	() △ 1	0	3,020	2,377	5,397	559	5,956

※ () 内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	748	469	3,863	0	1,348	6,302	40
補正前	748	498	3,683	168	1,443	4,703	86
比 較	0	△ 29	180	△ 168	△ 95	1,599	△ 46

区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	14,439	12,103	0	39,312
補正前	14,040	11,566	0	36,935
比 較	399	537	0	2,377

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(12) 12	31,278	0	11,770	43,048	6,136	49,184
補正前	(11) 11	30,685	0	11,731	42,416	6,481	48,897
比 較	() 1	593	0	39	632	△ 345	287

※ () 内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	3,020	給与改定に伴う 増減分	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均3.32% ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均4.63% ※令和6年12月に改定（令和6年4月から適用）	
	545	昇給・昇格に伴う 増減分	昇給・昇給の状況 昇 給 Δ 1人 47 千円 昇 格 1人 498 千円	
	421	その他増減分	新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 その他 計 補正後 17人 0人 17人 補正前 18人 0人 18人 増 減 Δ 1人 0人 Δ 1人	
職員 手当	2,377	制度改正に伴う 増減分	期末手当の改定 期末手当 594 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.500月 2.525月 (内訳) 6ヶ月期 1.250月 1.250月 12ヶ月期 1.250月 1.275月 勤勉手当の改定 勤勉手当 519 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.100月 2.125月 (内訳) 6ヶ月期 1.050月 1.050月 12ヶ月期 1.050月 1.075月	
	1,264	その他増減分	管理職手当 0 千円 扶養手当 Δ 29 千円 地域手当 180 千円 住居手当 Δ 168 千円 通勤手当 Δ 95 千円 超過勤務手当 1,599 千円 休日勤務手当 Δ 46 千円 期末手当 Δ 195 千円 勤勉手当 18 千円 特殊勤務手当 0 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

ア 職員一人当たり給与

区分	分	一般行政職	医療職（3）
補正後 令和7年4月1日 現在	平均給料月額（円）	317,067	—
	平均給与月額（円）	387,234	—
	平均年齢（歳）	41歳7月	—
補正前 令和7年1月1日 現在	平均給料月額（円）	307,104	292,198
	平均給与月額（円）	353,336	314,520
	平均年齢（歳）	40歳11月	43歳6月

※短時間勤務職員は除く。

※令和7年4月1日から医療職は、一般行政職に含む。

イ 初任給

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区分	職務の級	一般行政職		医療職（3）	
		職員数（人）	構成比（%）	職員数（人）	構成比（%）
補正後 令和7年4月1日 現在	1級	() 2	11.8	()	
	2級	() 2	11.8	()	
	3級	() 9	52.8	()	
	4級	() 1	5.9	()	
	5級	() 2	11.8	()	
	6級	() 1	5.9	()	
	7級	()		()	
	8級	()		()	
	9級	()		()	
	計	() 17	100.0	() —	—
補正前 令和7年1月1日 現在	1級	() 2	12.5	()	
	2級	() 1	6.25	()	
	3級	() 9	56.25	() 2	100.0
	4級	() 1	6.25	()	
	5級	() 2	12.5	()	
	6級	()		()	
	7級	() 1	6.25	()	
	8級	()		()	
	9級	()		()	
	計	() 16	100.0	() 2	100.0

※()内は、短時間勤務職員。

※令和7年4月1日から医療職は、一般行政職に含む。

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

工 昇給

区分		合計	代表的な職種	
		一般行政職		
補正後	職員数(A)(人)	17	17	
	昇給に係る職員数(B)(人)	12	12	
	号給数別内訳	4号給(人)	9	
		5号給(人)	1	
		6号給(人)	1	
		7号給(人)	1	
	比率(B)／(A)(%)	70.6	70.6	
	職員数(A)(人)	18	18	
	昇給に係る職員数(B)(人)	14	14	
	号給数別内訳	4号給(人)	14	
補正前		号給(人)		
		号給(人)		
		号給(人)		
比率(B)／(A)(%)	77.8	77.8		

※短時間勤務職員は除く。

才 期末手当・勤勉手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

力 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0	0
支給対象職員の比率(%) (令和7年4月1日現在)	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称		—

ケ その他の手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

令和7年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 3 国 庫 支 出 金

(単位:千円)

項目	節 区分／金額	補 正 前	補 正 後	比較増減
2 国庫補助金				
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)				
1 現年度分	現年度分 $292,529 \times 20/100$	58,505	現年度分 $292,479 \times 20/100$	58,495 $\Delta 10$
3 地域支援事業交付金 (総合事業調整 交付金)				
1 現年度分調整 交付金	現年度分調整交付金 $292,529 \times 2.50/100$	7,313	現年度分調整交付金 $292,479 \times 2.50/100$	7,311 $\Delta 2$
4 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・ 任意事業)				
1 現年度分	現年度分 $27,780 \times 38.5/100$	10,695	現年度分 $28,269 \times 38.5/100$	10,883 188

(款) 4 支 払 基 金 交 付 金

(単位:千円)

項目	節 区分／金額	補 正 前	補 正 後	比較増減
1 支払基金交付金				
2 地域支援事業 支援交付金				
1 現年度分	現年度分 $292,529 \times 27/100$	78,982	現年度分 $292,479 \times 27/100$	78,969 $\Delta 13$

(款) 5 県 支 出 金

(単位:千円)

項目	節 区分／金額	補 正 前	補 正 後	比較増減
2 県補助金				
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)				
1 現年度分	現年度分 $292,529 \times 12.5/100$	36,566	現年度分 $292,479 \times 12.5/100$	36,559 $\Delta 7$
2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・ 任意事業)				
1 現年度分	現年度分 $27,780 \times 19.25/100$	5,347	現年度分 $28,269 \times 19.25/100$	5,441 94

議案第78号

令和7年度半田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号

令和7年度半田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,044,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸収入		千円 1,722	千円 1,000	千円 2,722
	2 償還金及び還付加算金	1,720	1,000	2,720
歳 入	合 計	2,043,002	1,000	2,044,002

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 1,720	千円 1,000	千円 2,720
	1 償還金及び還付加算金	1,720	1,000	2,720
歳 出	合 計	2,043,002	1,000	2,044,002

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 諸収入	1,722	1,000	2,722
歳 入 合 計	2,043,002	1,000	2,044,002

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 諸支出金	1,720	1,000	2,720
歳 出 合 計	2,043,002	1,000	2,044,002

補 正 額 の 財 源 内 訳

補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	
国 県 支 出 金	千円	千円	千円
0	0	1,000	0
0	0	1,000	0

2 歳 入

4款 諸収入

2項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料還付金	千円 1,700	千円 1,000	千円 2,700
計	1,720	1,000	2,720

節		説明
区分	金額	
1 保険料還付金	千円 1,000	01 保険料還付金 千円 1,000

3 歳 出

3款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
1 保険料還付金	千円 1,700	千円 1,000	千円 2,700				千円 諸収入 1,000		
計	1,720	1,000	2,720	0	0	1,000	0		

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子 及び割引料	千円 1,000	千円 1,000 1,000 1,000 1,000
		02 保険料還付金 01 保険料還付金 22 償還金、利子及び割引料 保険料還付金

議案第79号

令和7年度半田市水道事業会計補正予算第2号

(総則)

第1条 令和7年度半田市水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度半田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	2,231,831 千円	△254 千円	2,231,577 千円
第1項 営業収益	2,046,851 千円	△254 千円	2,046,597 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	2,064,314 千円	2,252 千円	2,066,566 千円
第1項 営業費用	2,041,413 千円	△174 千円	2,041,239 千円
第2項 営業外費用	21,898 千円	△18 千円	21,880 千円
第3項 特別損失	3 千円	2,444 千円	2,447 千円

(資本的支出)

第3条 予算第4条本文かっこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額896,279千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額901,628千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,127千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,310千円」に、「当年度分損益勘定留保資金365,590千円」を「当年度分損益勘定留保資金364,889千円」に、「建設改良積立金388,726千円」を「建設改良積立金394,593千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,211,197 千円	5,349 千円	1,216,546 千円
第1項 建設改良費	1,123,361 千円	5,349 千円	1,128,710 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	140,810 千円	3,051 千円	143,861 千円

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			千円 2,231,831	千円 △ 254	千円 2,231,577
	1 営業収益		2,046,851	△ 254	2,046,597
	3 その他の収益		147,185	△ 254	146,931

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業用			千円 2,064,314	千円 2,252	千円 2,066,566
	1 営業費用		2,041,413	△ 174	2,041,239
		1 配水及び給水費	1,226,942	△ 3,731	1,223,211
		2 受託工事費	8,263	457	8,720
		3 総係費	253,692	3,100	256,792
	2 営業外費用		21,898	△ 18	21,880
		3 消費税及び地方消費税	12,441	△ 18	12,423
	3 特別損失		3	2,444	2,447
		4 その他の特別損失	0	2,444	2,444

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			千円 1,211,197	千円 5,349	千円 1,216,546
	1 建設改良費		1,123,361	5,349	1,128,710
		1 建設改良費	1,119,274	5,349	1,124,623

令和7年度半田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
 (単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	124,217
減価償却費	526,433
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 473
引当金の増減額(△は減少)	△ 98,579
長期前受金戻入額	△ 179,233
受取利息及び受取配当金	△ 3,770
支払利息	8,157
固定資産売却損益(△は益)	1
未収金の増減額(△は増加)	△ 6,216
未払金の増減額(△は減少)	3,650
固定資産除却費	17,309
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 6,636
小計	<u>384,860</u>
利息及び配当金の受取額	3,770
利息の支払額	<u>△ 8,157</u>
計	380,473

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 993,582
有形固定資産の売却による収入	3
投資有価証券の取得による支出	△ 30,000
工事負担金収入	<u>191,926</u>
計	△ 831,653

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	157,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 57,836</u>
計	99,664

資 金 増 加 額	△ 351,516
資 金 期 首 残 高	<u>2,087,310</u>
資 金 期 末 残 高	1,735,794

給与費明細書

1 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(0) 15	59,762	54,866	114,628	21,107	135,735
補正前	(0) 15	57,633	54,963	112,596	20,559	133,155
比較	(0) 0	2,129	△ 97	2,032	548	2,580

※ ()内は、短時間勤務職員

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
		休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退給付職費 (千円)	合計 (千円)
	補正後	1,425	1,194	3,745	882	1,194	8,494
	補正前	1,763	1,470	3,654	1,218	1,262	8,194
	比較	△ 338	△ 276	91	△ 336	△ 68	300
	区分	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退給付職費 (千円)	合計 (千円)
	補正後	57	14,162	11,560	466	11,687	54,866
	補正前	48	13,848	11,358	461	11,687	54,963
	比較	9	314	202	5	0	△ 97

1 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(2) 3	5,014	2,018	7,032	1,094	8,126
補 正 前	(2) 3	4,789	1,794	6,583	1,072	7,655
比 較	(0) 0	225	224	449	22	471

※ ()内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	248	0
	補 正 前	0	0	0	0	248	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	退 給 付 職 費 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	961	1,043	0	0	2,252
	補 正 前	0	840	706	0	0	1,794
	比 較	0	169	144	0	0	458

2 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳(千円)	説明	備考
給料	2,129	給与改定に伴う増減分	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均3.48% ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均4.33% ※令和6年12月に改定（令和6年4月から適用）	
		昇給・昇格に伴う増減分	昇給・昇格の状況 昇給 1人 17千円 昇格 1人 230千円	
		その他増減分	新陳代謝等に係る増減分 職員数の異動状況 現に在職する職員 その他 計 補正後 15人 0人 15人 補正前 15人 0人 15人 増減 0人 0人 0人	
職員手当	△ 97	制度改正に伴う増減分	期末手当の改定 期末手当 591千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.50月 2.525月 (内訳) 6ヶ月 1.250月 1.250月 12ヶ月 1.250月 1.275月 勤勉手当の改定 勤勉手当 509千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.10月 2.125月 (内訳) 6ヶ月 1.050月 1.050月 12ヶ月 1.050月 1.075月	
			その他増減分 △ 1,197 管理職手当 △ 338千円 扶養手当 △ 276千円 地域手当 91千円 住居手当 △ 336千円 通勤手当 △ 68千円 超過勤務手当 300千円 休日勤務手当 9千円 期末手当 △ 277千円 勤勉手当 △ 307千円 特殊勤務手当 5千円	

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

(1) 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職
補正後 令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	323,960
	平均給与月額(円)	444,154
	平均年齢(歳)	40歳3月
補正前 令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	320,177
	平均給与月額(円)	410,779
	平均年齢(歳)	39歳12月

※短時間勤務職員は除く。

(2) 初任給

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(3) 級別職員数

区分	職務の級	一般行政職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
補正後 令和7年4月1日現在	1級	() 2	13.2	()	0
	2級	() 3	20	()	0
	3級	() 4	26.7	()	0
	4級	() 1	6.7	()	0
	5級	() 3	20	()	0
	6級	()	0	()	0
	7級	() 1	6.7	()	0
	8級	()	0	()	0
	9級	() 1	6.7	()	0
	計	() 15	100	()	0
補正前 令和7年1月1日現在	1級	() 4	30.7	()	0
	2級	() 1	7.7	()	0
	3級	() 1	7.7	()	0
	4級	() 3	23.1	()	0
	5級	() 2	15.4	()	0
	6級	()	0	()	0
	7級	() 1	7.7	()	0
	8級	()	0	()	0
	9級	() 1	7.7	()	0
	計	() 13	100	()	0

※()内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
一般行政職	事務員 技術員	書記手 技手	主事 技師	主査	課長補佐 副主幹	課主幹	課長	部長監	部長

(4) 昇給

区分	職員数(A)(人)	合計	代表的な職種
			一般行政職
補正後	昇給に係る職員数(B)(人)	8	8
	2号給(人)	1	1
	4号給(人)	6	6
	6号給(人)	0	0
	8号給(人)	0	0
	その他の号給(人)	1	1
比率(B)/(A)(%)		53.3	53.3
補正前	職員数(A)(人)	15	15
	昇給に係る職員数(B)(人)	8	8
	2号給(人)	0	0
	4号給(人)	8	8
	6号給(人)	0	0
	8号給(人)	0	0
比率(B)/(A)(%)		53.3	53.3

※短時間勤務職員は除く。

(5) 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.72	0.72	-
支給対象職員の比率(令和7年4月1日現在)(%)	66.67	66.67	-
支給対象職員1人当たり平均支給月(円)	3,872	3,872	-
代表的な特殊勤務手当の名称	特 殊 手 当		

(6) 期末手当・勤勉手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職給付費

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(8) その他の手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

令和7年度半田市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	379,875
口 建 物	314,502
減価償却累計額	△ 191,625
八 構 築 物	27,751,906
減価償却累計額	△ 14,252,718
二 機 械 及 び 装 置	895,605
減価償却累計額	△ 616,877
木 量 水 器	239,294
減価償却累計額	△ 120,070
ヘ 車 両 及 び 運 搬 具	8,233
減価償却累計額	△ 7,958
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	34,625
減価償却累計額	△ 29,386
チ 建 設 仮 勘 定	91,748
有形固定資産合計	14,497,154

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	55
口 庁 舎 使 用 権	262,434
ハ ソ フ ツ ウ エ ア	0
無形固定資産合計	262,489

(3) 投資その他の資産

固 定 資 産 合 計 14,789,643

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	1,735,794
(2) 未 収 金	136,306
貸 倒 引 当 金	254
(3) 貯 藏 品	136,560
(4) 前 払 金	14,721
流 動 資 産 合 計	0
資 産 合 計	1,887,075
	16,676,718

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債

495,744

495,744

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

87,015

口 修繕引当金

99,932

引当金合計

186,947

固定負債合計

682,691

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債

44,304

44,304

(2) 未払金

608,291

(3) 前受金

5

(4) 引当金

0

イ 退職給付引当金

0

口 賞与引当金

10,860

ハ 法定福利費引当金

2,398

二 修繕引当金

0

引当金合計

13,258

(4) 預り金

1,043

流動負債合計

666,901

5 繰延収益

(1) 長期前受金

10,622,319

(2) 収益化累計額

△ 7,321,125

繰延収益合計

3,301,194

負債合計

4,650,786

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金

9,018,552

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 寄附金

1,000

口 その他資本剰余金

1,443,132

資本剰余金合計

1,444,132

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

8,499

口 建設改良積立金

1,254,082

ハ 当年度未処分利益剰余金

300,667

利益剰余金合計

1,563,248

剰余金合計

3,007,380

資本合計

12,025,932

負債資本合計

16,676,718

令和7年度半田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収益			2,231,831	△ 254	2,231,577
	1 営業収益		2,046,851	△ 254	2,046,597
	3 その他の 営業収益		147,185	△ 254	146,931

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
他会計負担金	△ 254	給与費負担金（下水道事業負担金）

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費用			2,064,314	2,252	2,066,566
	1 営 業 費 用		2,041,413	△ 174	2,041,239
		1 配水及び 給水費	1,226,942	△ 3,731	1,223,211

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
給 料	△ 1,410	
手 当	△ 1,246	扶養手当 △ 24 地域手当 △ 93 住居手当 72 通勤手当 △ 101 超過勤務手当 △ 539 期末手当(4月～11月分) △ 315 勤勉手当(4月～11月分) △ 240 特殊勤務手当 △ 5 休日勤務手当 △ 1
賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 278	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	△ 781	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 16	都市共済(期末・勤勉手当12月～3月相当分)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		2 受託工事費	8,263	457	8,720
		3 総 係 費	253,692	3,100	256,792
	2 営業外費用		21,898	△ 18	21,880
	3 消費税及び 地方消費税		12,441	△ 18	12,423
	3 特 別 損 失		3	2,444	2,447
	4 そ の 他 特 別 損 失		0	2,444	2,444

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
給 料	144	
手 当	197	地域手当 9 超過勤務手当 144 期末手当(4月～11月分) 25 勤勉手当(4月～11月分) 20 特殊勤務手当 △ 1
賞 与 引 当 金 繰 入 額	23	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	89	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	4	都市共済(期末・勤勉手当12月～3月相当分)
給 料	1,601	
手 当	529	管理職手当 △ 338 扶養手当 △ 84 地域手当 64 住居手当 △ 168 通勤手当 △ 50 超過勤務手当 740 期末手当(4月～11月分) 220 勤勉手当(4月～11月分) 113 特殊勤務手当 15 休日手当 17
賞 与 引 当 金 繰 入 額	401	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	441	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	42	都市共済(期末・勤勉手当12月～3月相当分)
委 託 料	86	事務用机等運搬処理委託料
消費税及び 地方消費税	△ 18	
その他特別損失	2,444	公益通報に係る過年度分手当、負担金 及び遅延損害金

資本的支出

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出			1,211,197	5,349	1,216,546
	1 建設改良費		1,123,361	5,349	1,128,710
		1 建設改良費	1,119,274	5,349	1,124,623

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
給 料	2,019	
手 当	303	扶養手当 △ 168 地域手当 111 住居手当 △ 240 通勤手当 83 超過勤務手当 △ 45 期末手当(4月～11月分) 301 勤勉手当(4月～11月分) 272 特殊勤務手当 △ 4 休日勤務手当 △ 7
賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	287	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	733	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	58	都市共済(期末・勤勉手当12月～3月相当分)
負 担 金	1,949	事務用机等購入負担金

議案第80号

令和7年度半田市下水道事業会計補正予算第2号

(総則)

第1条 令和7年度半田市下水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度半田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	3,432,684 千円	8,979 千円	3,441,663 千円
第1項 営業収益	2,182,294 千円	969 千円	2,183,263 千円
第2項 営業外収益	1,250,387 千円	8,010 千円	1,258,397 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	3,395,246 千円	8,914 千円	3,404,160 千円
第1項 営業費用	3,186,326 千円	6,420 千円	3,192,746 千円
第3項 特別損失	3 千円	2,494 千円	2,497 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文かっこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,059,209千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,059,491千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,943千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,008千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 360,730千円」を「過年度分損益勘定留保資金 376,130千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 599,794千円」を「当年度分損益勘定留保資金 592,411千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	1,306,777 千円	△2,041 千円	1,304,736 千円
第2項 出資金	317,274 千円	△2,041 千円	315,233 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,365,986 千円	△1,759 千円	2,364,227 千円
第1項 建設改良費	963,193 千円	△1,759 千円	961,434 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	133,077 千円	7,155 千円	140,232 千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第10条本文中「320,647千円」を「328,657千円」に改める。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			千円 3,432,684	千円 8,979	千円 3,441,663
	1 営業収益		2,182,294	969	2,183,263
		2 他会計負担金	677,958	969	678,927
	2 営業外収益		1,250,387	8,010	1,258,397
		2 他会計補助金	233,202	8,010	241,212

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			千円 3,395,246	千円 8,914	千円 3,404,160
	1 営業費用		3,284,821	6,420	3,291,241
		1 汚水管渠費	26,675	4,704	31,379
		2 雨水管渠費	24,167	119	24,286
		3 雨水ポンプ場費	149,029	△ 214	148,815
		5 普及促進費	5,527	627	6,154
		6 水質規制費	25,446	1,078	26,524
	3 特別損失	8 総係費	186,102	106	186,208
			3	2,494	2,497
		2 その他特別損失	3	2,494	2,497

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			千円 1,306,777	千円 △ 2,041	千円 1,304,736
	2 出 資 金		317,274	△ 2,041	315,233
		1 他会計出資金	317,274	△ 2,041	315,233

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			千円 2,365,986	千円 △ 1,759	千円 2,364,227
	1 建設改良費		963,193	△ 1,759	961,434
		1 汚水整備費 事業費	508,765	△ 2,041	506,724
		2 雨水整備費 事業費	378,590	282	378,872

令和7年度半田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	500
減価償却費	2,026,373
貸倒引当金の増減額(△は減少)	777
引当金の増減額(△は減少)	21,726
長期前受金戻入額	△ 1,016,662
受取利息及び受取配当金	△ 22
支払利息	178,576
未収金の増減額(△は増加)	14,463
未払金の増減額(△は減少)	△ 331,752
固定資産除却費	<u>3,256</u>
小計	897,235
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	<u>△ 178,576</u>
計	718,681

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 861,642
無形固定資産の取得による支出	△ 22,144
国庫県補助金等による収入	211,815
他会計補助金による収入	79,496
他会計負担金等による収入	<u>56,266</u>
計	△ 536,209

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	607,690
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,402,793
他会計からの出資による収入	<u>315,233</u>
計	△ 479,870

資 金 増 加 額	△ 297,398
資 金 期 首 残 高	<u>972,804</u>
資 金 期 末 残 高	675,406

給与費明細書

1 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(0) 0	(0) 14	0	52,146	55,541	107,687	18,118	125,805
補正前	(0) 0	(0) 14	0	51,885	55,628	107,513	17,998	125,511
比較	(0) 0	(0) 0	0	261	△ 87	174	120	294

※ ()内は、短時間勤務職員

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
		補正後	748	1,326	3,258	0	1,453
手当の内訳	補正前	748	1,194	3,235	336	1,464	6,442
	比較	0	132	23	△ 336	△ 11	△ 2,050
手当の内訳	区分	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)	合計 (千円)
	補正後	439	12,600	10,253	0	21,072	55,541
手当の内訳	補正前	424	11,852	9,686	0	20,247	55,628
	比較	15	748	567	0	825	△ 87

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			法福利定費 (千円)	合計 (千円)
		給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 4	7,692	2,848	10,540	1,648	12,188
補正前	(2) 2	4,546	1,874	6,420	1,146	7,566
比較	(0) 2	3,146	974	4,120	502	4,622

※ ()内は、短時間勤務職員

手当の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	194	0
	補正前	0	0	0	0	132	0
	比較	0	0	0	0	62	0
	区分	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)	合計 (千円)
	補正後	0	1,440	1,214	0	0	2,848
	補正前	0	946	796	0	0	1,874
	比較	0	494	418	0	0	974

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳(千円)	説明	備考
給料	261	給与改定に伴う増減分	1,750 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均3.48% ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均3.9% ※令和6年12月に改定（令和6年4月から適用）	
		昇給・昇格に伴う増減分	534 昇給の状況 昇 級 6人 311 千円 昇 格 2人 223 千円	
		その他増減分	△ 2,023 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 その他 計 補正後 14人 0人 14人 補正前 14人 0人 14人 増 減 0人 0人 0人	
職員手当	△ 87	制度改正に伴う増減分	956 期末手当の改定 期末手当 510 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.50月 2.525月 (内訳) 6月期 1.25月 1.2625月 12月期 1.25月 1.2625月 勤勉手当の改定 勤勉手当 446 千円 ※令和7年12月に改定（令和7年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.10月 2.125月 (内訳) 6月期 1.05月 1.0625月 12月期 1.05月 1.0625月	
			△ 1,043 管理職手当 0 千円 扶養手当 132 千円 地域手当 23 千円 住居手当 △ 336 千円 通勤手当 △ 11 千円 超過勤務手当 △ 2,050 千円 休日勤務手当 15 千円 期末手当 238 千円 勤勉手当 121 千円 特殊勤務手当 0 千円 退職給付費 825 千円	

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

(1) 職員1人当たり給与

区分		一般行政職
補正後 令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	322,662
	平均給与月額(円)	382,975
	平均年齢(歳)	42歳1月
補正前 令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,000
	平均給与月額(円)	371,377
	平均年齢(歳)	43歳11月

※短時間勤務職員は除く

(2) 初 任 給

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(3) 級 別 職 員 数

区 分	職 務 の 級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補正後 令和7年4月1日 現在	1級	() 2	14.4
	2級	() 1	7.1
	3級	() 7	50.0
	4級	() 1	7.1
	5級	() 2	14.3
	6級	()	
	7級	() 1	7.1
	8級	()	
	計	() 14	100.0
補正前 令和7年1月1日 現在	1級	() 2	16.7
	2級	()	0.0
	3級	() 4	33.3
	4級	() 2	16.7
	5級	() 3	25.0
	6級	() 1	8.3
	7級	()	
	8級	()	
	計	() 12	100.0

※()内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
一 般 行 政 職	事務員 技術員	書 技 記 手	主 技 事 師	主 査	課長補佐 副 主 幹	課 主 長 幹	部次長 監 課 長	部 長	部 長

(4) 昇 級

区 分		合 計	代表的な職種
			一般行政職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	14	14
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0
		4号給 (人)	5
		6号給 (人)	0
		8号給 (人)	0
		その他 号給 (人)	1
比 率 (B) / (A) (%)		42.9	42.9
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	14	14
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	8
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0
		4号給 (人)	8
		6号給 (人)	0
		8号給 (人)	0
		その他 号給 (人)	0
比 率 (B) / (A) (%)		57.1	57.1

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分	全 職 種	代表的な職種
		一般行政職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.00	0.00
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令和7年4月1日現在)	0.00	0.00
支 給 対 象 職 員 1 人 当 り 平 均 支 給 月 額 (円)	0	0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	特 殊 手 当	

(6) 期末手当・勤勉手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職給付費

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(8) その他の手当

令和7年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

令和7年度半田市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形 固 定 資 産

イ 土 地	1,374,150
□ 建 物	6,142,598
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,066,702</u>
八 構 築 物	55,749,411
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,492,196</u>
二 機 械 及 び 装 置	39,257,215
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 962,635</u>
木 車 両 及 び 運 搬 具	1,859,510
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,398</u>
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	317
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 624</u>
ト 建 設 仮 勘 定	<u>447,961</u>
有形 固定 資産 合計	47,017,484

(2) 無形 固 定 資 産

イ 地 上 権	1,376
□ 施 設 利 用 権	<u>1,963,476</u>
無形 固定 資産 合計	1,964,852

(3) 投資その他の資産

イ 出 資 金	<u>834</u>
投資その他の資産 合計	<u>834</u>
固 定 資 産 合 計	48,983,170

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

675,406

(2) 未 収 金

218,747

貸 倒 引 当 金

△ 3,473

前 払 金

0

215,274

(3) その他の流動資産

0

流 動 資 産 合 計

890,680

資 産 合 計

49,873,850

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 10,148,767 10,148,767

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金 96,472

引当金合計 96,472

(3) 前 受 金

イ 前 受 金 0

固定負債合計 0

10,245,239

4 流動負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 1,273,584 1,273,584

(2) 未 払 金

273,883

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金 0

口賞与引当金 8,546

ハ 法定福利引当金 1,589

引当金合計 10,135

(4) 預 り 金

1,000

流動負債合計 1,000

1,558,602

5 繰延収益

(1) 長期前受金

32,616,168

(2) 収益化累計額

△ 10,573,767

繰延収益合計 22,042,401

負債合計 33,846,242

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金

14,520,617

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈資産評価額 807,628

口 他会計負担金 566,522

ハ 基金運用金 0

資本剰余金合計 1,374,150

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金 132,841

利益剰余金合計 132,841

剰余金合計 1,506,991

資本合計 16,027,608

負債資本合計 49,873,850

注記

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

(単位：千円)

補正後	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	1,364,817	682,022	2,046,839
営業費用	2,012,875	1,090,819	3,103,694
営業損益	△ 648,058	△ 408,797	△ 1,056,855
経常損益	1,324	1,670	2,994
セグメント資産	28,956,638	20,917,212	49,873,850
セグメント負債	20,157,928	13,688,314	33,846,242
その他の項目			
他会計繰入金	636,635	735,132	1,371,767
減価償却費	1,174,594	851,779	2,026,373
支払利息	129,463	49,113	178,576
固定資産の増加額	△ 689,850	△ 455,988	△ 1,145,838
補正前	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	1,364,817	681,053	2,045,870
営業費用	2,006,264	1,091,021	3,097,285
営業損益	△ 641,447	△ 409,968	△ 1,051,415
経常損益	0	500	500
セグメント資産	29,116,243	20,950,151	50,066,394
セグメント負債	20,312,630	13,776,277	34,088,907
その他の項目			
他会計繰入金	630,666	734,163	1,364,829
減価償却費	1,174,594	851,779	2,026,373
支払利息	129,463	49,113	178,576
固定資産の増加額	△ 687,815	△ 456,270	△ 1,144,085
比 較	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	0	969	969
営業費用	6,611	△ 202	6,409
営業損益	△ 6,611	1,171	△ 5,440
経常損益	1,324	1,170	2,494
セグメント資産	△ 159,605	△ 32,939	△ 192,544
セグメント負債	△ 154,702	△ 87,963	△ 242,665
その他の項目			
他会計繰入金	5,969	969	6,938
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
固定資産の増加額	△ 2,035	282	△ 1,753

IV その他の注記 他会計からの補助金

【補正後】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 371, 767千円である。

【補正前】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 364, 829千円である。

令和7年度半田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業収益			3,432,684	8,979	3,441,663
	1 営 業 収 益		2,182,294	969	2,183,263
		2 他会計負担金	677,958	969	678,927
	2 営 業 外 収 益		1,250,387	8,010	1,258,397
		2 他会計補助金	233,202	8,010	241,212

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
一般会計負担金	969	雨水処理に要する経費（資本費等）に対する負担金 969
一般会計補助金	8,010	分流式下水道等に要する経費（減価償却費、企業債利息）に対する補助金 5,829 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金 1,078 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金 314 汚水事業費(収益的収支不足額)に対する補助金 789

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費用			3,395,246	8,914	3,404,160
	1 営 業 費 用		3,186,326	6,420	3,192,746
		1 汚 水 管 渠 費	21,926	4,704	26,630
		2 雨 水 管 渠 費	24,058	119	24,177
		3 雨水ポンプ場費	150,597	△ 214	150,383

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
給 料	3,098	正職1人分
手 当	888	地域手当 8 通勤手当 61 超過勤務手当 △ 182 期末手当(4月～11月分) 544 勤勉手当(4月～11月分) 455 休日勤務手当 2
賞 与 引 当 金 緑 入 額	40	期末手当(12月～3月支給相当分) 21 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 19
法 定 福 利 費	670	都市共済負担金 284 厚生年金保険料負担金 350 雇用保険料 36
法 定 福 利 費 引 当 金 緑 入 額	8	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 5 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 3
給 料	129	正職1人分
手 当	△ 1	地域手当 8 超過勤務手当 △ 135 期末手当(4月～11月分) 44 勤勉手当(4月～11月分) 81 休日勤務手当 1
賞 与 引 当 金 緑 入 額	42	期末手当(12月～3月支給相当分) 23 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 19
法 定 福 利 費	△ 59	都市共済負担金 △ 60 公務災害補償負担金 1
法 定 福 利 費 引 当 金 緑 入 額	8	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 6 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2
給 料	114	再任用職員1人分
手 当	△ 355	地域手当 7 超過勤務手当 △ 399 期末手当(4月～11月分) 21 勤勉手当(4月～11月分) 17 休日勤務手当 △ 1

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		5 普及促進費	5,467	627	6,094
		6 水質規制費	27,072	1,078	28,150

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
賞与引当金繰入額	17	期末手当(12月～3月支給相当分) 9 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 8
法定福利費	7	都市共済負担金 7
法定福利費引当金繰入額	3	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 1
給料	210	正職1人分
手当	312	地域手当 13 超過勤務手当 201 期末手当(4月～11月分) 53 勤勉手当(4月～11月分) 43 休日勤務手当 2
賞与引当金繰入額	50	期末手当(12月～3月支給相当分) 27 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 23
法定福利費	45	都市共済負担金 46 公務災害補償金負担金 △ 1
法定福利費引当金繰入額	10	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 7 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 3
給料	485	正職2人分、会計年度任用職員1人分
手当	386	扶養手当 △ 12 地域手当 23 超過勤務手当 △ 29 期末手当(4月～11月分) 175 勤勉手当(4月～11月分) 225 休日勤務手当 4
賞与引当金繰入額	139	期末手当(12月～3月支給相当分) 75 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 64
法定福利費	41	都市共済負担金 48 公務災害補償金負担金 △ 2 厚生年金保険料負担金 △ 6 雇用保険負担金 1
法定福利費引当金繰入額	27	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 18 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 9

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		8 総 係 費	151,694	106	151,800
	3 特 別 損 失		3	2,494	2,497
		2 その他の特別損失	0	2,494	2,494

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
給 料	152	正職4人分、会計年度任用職員1人分
手 当	△ 668	扶養手当 △ 66 地域手当 4 通勤手当 48 超過勤務手当 △ 536 期末手当(4月～11月分) △ 84 勤勉手当(4月～11月分) △ 60 休日勤務手当 26
賞 与 引 当 金 緑 入 額	72	期末手当(12月～3月支給相当分) 34 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 38
法 定 福 利 費	△ 45	都市共済負担金 △ 48 公務災害補償負担金 3
法 定 福 利 費 引 当 金 緑 入 額	24	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 10 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 14
負 担 金	△ 254	水道事業給与費負担金
退 職 給 付 費	825	退職給付引当分
その他特別損失	2,494	令和7年2月 公益通報関連費用

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入			1,306,777	△ 2,041	1,304,736
	2 出 資 金		317,274	△ 2,041	315,233
		1 他会計出資金	317,274	△ 2,041	315,233

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
一般会計出資金	△ 2,041	その他下水道事業に要する経費に対する出資金 △ 2,041

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出			2,365,986	△ 1,759	2,364,227
	1 建設改良費		963,193	△ 1,759	961,434
		1 汚水整備費 事業費	508,765	△ 2,041	506,724
		2 雨水整備費 事業費	378,590	282	378,872

節		説明
区分	金額	
給 料	△ 1,028	正職 1人分、会計年度任用職員 1人分
手 当	△ 1,167	扶養手当 156 地域手当 △ 58 住居手当 △ 336 通勤手当 △ 58 超過勤務手当 △ 444 期末手当(4月～11月分) △ 183 勤勉手当(4月～11月分) △ 223 休日勤務手当 △ 21
賞 与 引 当 金 繰 入 額	347	期末手当(12月～3月支給相当分) 205 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 142
法 定 福 利 費	△ 248	都市共済負担金 △ 248 公務災害補償負担金 △ 3 厚生年金保険料負担金 2 雇用保険負担金 1
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	55	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 22 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 33
給 料	247	正職 2人分
手 当	△ 123	扶養手当 54 地域手当 18 超過勤務手当 △ 526 期末手当(4月～11月分) 230 勤勉手当(4月～11月分) 99 休日勤務手当 2
賞 与 引 当 金 繰 入 額	82	期末手当(12月～3月支給相当分) 46 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 36
法 定 福 利 費	60	都市共済負担金 58 公務災害補償負担金 2
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	16	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 12 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 4

議案第八十一号

半田市公告式条例の一部改正について

半田市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市公告式条例の一部を改正する条例

半田市公告式条例(昭和二十九年半田市条例第一十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「署名」の下に「(地方自治法第十六条第四項の総務省令で「市の署名に代わる措置を含む」を)を加え、同項に次のたゞし書を加へる。

ただし、次項の規定により掲示する条例には、市長名の記入をもつて署名に代へる」
とがである。

第一条第一項中「半田市東洋町」の下に「番地掲示場」を「半田市のウェブサイトに設置した掲示場」に改め、同項に次のたゞし書を加へる。

ただし、半田市のウェブサイトに掲示する」ことがでもないやむを得ない事由があると認められたときは、半田市東洋町」の下に「番地掲示場に掲示して」れを行ひるが
る。

第二条及び第四条を次のように改める。

第三条 規則を公布しよつべきときは、公布の暦の前文、年月日及び市長名を記入しな
ければならない。

第四条 第一条第一項及び前条の規定は、市長の定める規程その他の事項を公表しようと
するときはに準用する。

第五条第一項中「第一條」の下に「第一項及び第三条」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際、現に従前の公告式による公布又は公表されたる条例、規則その他の規程の施行に關しては、なお従前の例による。
(半田市公園条例の一部改正)

3 半田市都市公園条例（昭和五十五年半田市条例第一一十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の一（第一）項中「半田市東洋町一丁目一番地[掲示場]」を「半田市公示式条例（昭和一十五年半田市条例第一一十二号）第一一条第一項に「[定める掲示場]」に改める。

議案第八十一号

半田市地域共創センター条例の制定について

半田市地域共創センター条例を次のよつて定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市地域共創センター条例

(趣旨)

第一条 本条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一回四十回の二、第一項の規定に基づき、半田市地域共創センター（以下「センター」といふ。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第一条 市は、地域の多様な主体の交流及び連携を促進する」として新たな価値を生み出し、持続可能な地域づくりの発展に寄与するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第三条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成石地域共創センター	半田市成石本町二丁目一番地

(事業)

第四条 センターは、次に掲げる事業を行つものとする。

- 多世代の地域住民が自由に集まり交流できる「居場所」づくりに関するもの。
- 貸室等に関するもの。
- その他センターの設置の目的を達成するために必要なもの。

(施設)

第五条 前条各号に掲げる事業を行つため、センターに交流スペース及び貸室を置く。

(使用の許可)

第六条 貸室を使用しようとする者又は交流スペースを物品販売その他これに類する行為を目的として使用しようとする者（以下「使用者」といふ。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めぬときはこの限りでない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付す。」
とができる。

(使用の制限)

第七条 市長は、次の事項に該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

- 一 その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- 二 その使用がセンターの施設又はその附屬設備等を損するおそれがあると認めたとき。

三 その使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行つおそれがある組織の利益になると認めたとき。

四 その他管理上支障があると認めたとき。

(許可の取消し等)

第八条 市長は、第六条の規定により許可を受けた使用者が、次の事項に該当するときは、許可を取り消し、使用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- 一 法令又は「」の条例若しくは「」の条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 許可に付された条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(権利の譲渡の禁止)

第九条 使用者は、センターの施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第十条 使用者は、別に定める条例により使用料を納付しなければならない。

(使用者等の義務)

第十一条 使用者又はセンターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、センターの使用に際し、「」の条例、「」の条例に基づく規則及び市長の指示に従わなければならない。

2 使用者等は、その使用が終わったときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第十二条 使用者等は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させないことが適当ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第十三条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2　センターの使用に係る申請その他この条例を施行するのに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(半田市使用料条例の一部改正)

3　半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。別表新美南吉記念館の項の次に、次の二項を加える。

つき		する場合		店舗に	する行為を	に類する	その他こ	物品販売	物品販売	設ける場合	冷暖房設備	満の室	六六平方メートル未	上一六五平方メートル未満の室	六六平方メートル以上										
以上	二五平方メートル	未満	二五平方メートル					物品販売その他これに類する行為又は興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合																	
日につき	一平方メートル	き	一日につ	日につき	一トール	占有面積	一平方メートル						一時間	一一〇円											
八〇円	〇円	二、〇〇	四〇円	一〇〇円	一〇〇円	一	一一〇円																		
								とき受けた		許可を		使用の		一											
												二		二											
												興行等で利用する場合		一											
												において、入場料又はこれに類する金銭を徴収するとき、又は物品販売その他これに類する行為を目的として使用するときは、上記金額の二倍の額とする。		使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。											

議案第八十二号

半田市事務分掌条例の一部改正について

半田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のようて定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市事務分掌条例の一部を改正する条例

半田市事務分掌条例（平成九年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第一条第五号中「子ども未来部」を「いじども未来部」に改め、同項に次の一号を加える。

七 環境水道部

第二条第一項第三号末及びへを削り、同項第五号中「子ども未来部」を「いじども未来部」に、「保育」を「就学前教育、保育」に改め、同項に次の一号を加える。

七 環境水道部

イ 環境保全に関する」と。

□ 脱炭素及び循環型社会形成に関する」と。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（半田市議会委員会条例の一部改正）

2 半田市議会委員会条例（平成三年半田市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一号中「子ども未来部」を「いじども未来部」に改め、同項第三号中「水道部」を「環境水道部」に改める。

（半田市環境審議会条例の一部改正）

3 半田市環境審議会条例（昭和四十八年半田市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「市民経済部」を「環境水道部」に改める。

（半田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

4 半田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に

関する条例（令和一年半田市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第六条第一項第一号中「市民経済部」を「環境水道部」に改める。

（半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

5 半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「水道部」を「環境水道部」に改める。

（半田市水道料金等審議会条例の一部改正）

6 半田市水道料金等審議会条例（昭和四十八年半田市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「水道部」を「環境水道部」に改める。

議案第八十四号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び半田市職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例を次のよう〔に〕定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び半田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年半田市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」と云ふ。）」を「請求等」に改め、同条を第十七条の二とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十七条の二 任命権者は、半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第六号）第二十五条第一項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「」の項において「申出職員」と云ふ。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」と云ふ。）その他の事項を知らせるための措置
- 一 出生時両立支援制度等の請求、申出又は申出（以下「請求等」と云ふ。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 半田市職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生する」とが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「」の項において「対象職員」

といつ。）に對して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」といつ。）その他の事項を知らせたための措置
- 一 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生する」とが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

（半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「及び勤務日」との勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二十一条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第一項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」といつ。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十一条第一項及び第二項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十一条の次に次の四条を加える。

（第一号部分休業の承認）

第二十一条の一 育児休業法第十九条第一項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」といつ。）の承認は、一時間を単位として行つものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第一号部分休業を承認する」とがでよい。

一 一回の勤務に係る口」との勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間

数の全てについて承認の請求があつたとや 当該残時間数

(育児休業法第十九条第一項の条例で定める一年の期間)

第一二二条の三 育児休業法第十九条第一項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年二月三十日までとする。

(育児休業法第十九条第一項第一号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第一二二条の四 育児休業法第十九条第一項第一号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の名町に掲げた職員の区分に応じ、当該名町に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日あたりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第一二二条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病によつて入院した上で、配偶者と別居した上で他の同条第一項の規定による毎日時に予測する以上がどうなかつた事実が生じたことによつて同条第三項の規定による変更（以下「第二項変更」といつ。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第一二二条中「職員が」のト「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加へる。

第一二四条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第一二四条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第一項の条例で定める事由は、職員が第二項変更をしたとやとする。

附 則

(施行期日)

第一条 二の条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 任命権者は、二の条例の施行の日（以下「施行日」といつ。）前においても、

「Jの条例による改正後の半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十七条の一「第一項の規定の例」によつ、同項各号に掲げる措置を講ずることができます。」の場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたもののみなす。

議案第八十五号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ようて定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年半田市
条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表十一月一日の項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{5}{100}$ 」に改める。

第一条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第五条第一項の表中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に、「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 本の条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日か
ら施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第八十六号

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十一年半田市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書を削る。

別表農業委員会の委員の項を次のように改める。

農業委員会 の委員	会長	月額 年額	二一五、三一〇〇円 国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内 で、農地利用の最適化に係る活動（以下「活動」と いう。）の成果に対して一月当たり七、〇〇〇円以 内で市長が規則で定める額（以下「成果報酬額」とい う。）及び活動に対する額（以下「活動報酬額」とい う。）及び活動報酬額及び活動報酬額を合算した額 を合算した額
委員	副会長	月額 年額	二二一、一〇〇円 成果報酬額及び活動報酬額を合算した額
プロジェクトリーダー	日額 時間未満の場合は、	月額 年額	二五、〇〇〇円（職務に従事した時間が一日につき四 時間未満の場合は、一一、五〇〇円）

別表特別土地保有税審議会の委員の項、青少年問題協議会の委員の項及び市長特任顧問の項を削り、同表プロジェクトリーダーの項を次のように改める。

別表農地利用最適化推進委員の項を次のように改める。

農地利用最適化推進委員	月額 一一、〇〇〇円 年額 成果報酬額及び活動報酬額を合算した額
-------------	---

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

議案第八十七号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について
半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表十一月一日の項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

第一条 半田市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に、「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 ～の条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合は、第一条の規定による改正前の半田市特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第八十八号

半田市特別職員の給与の特例に関する条例の制定について

半田市特別職員の給与の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市特別職員の給与の特例に関する条例

令和八年一月一日から一円間に満たない市長、副市長及び教育長の給料については、半田市特別職員の給与に関する条例（昭和一十九年半田市条例第十一号。以下「条例」という。）第三条各号に定める額から、市長については当該額に百分の十を、副市長及び教育長については当該額に百分の五を乗じて得た額をそれぞれ減じて支給する。この場合において、半田市特別職に属する職員の退職手当支給条例（昭和五十九年半田市条例第一一十七号）の規定の適用については、条例第三条各号に定める額によるものとする。

附 則

- 「この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- この条例は、令和八年一月三十一日限り、その効力を失う。

議案第八十九号

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正について

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよひに定めるものである。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市職員の給与に関する条例（昭和十九年半田市条例第十一号）の一部を次のよひに改正する。

第十四条第一項中「期末手当基礎額」のトド「六月に支給する場合」を、「月分の半」のトド「十一月に支給する場合は月分の半」に「十七・五」を加え、同条第三項中「適用についてせ」のトド「六月に支給する場合」を、「月分の十七」のトド「二十一月に支給する場合は月分の半」に「十七・五」とあるのは「月分の十七」・「五」を加える。

第十五条第一項第一号中「加算した額」のトド「六月に支給する場合」を、「月分の半」のトド「十一月に支給する場合は月分の半」に「十七・五」を加え、同項第一号中「勤勉手当基礎額」のトド「六月に支給する場合」を、「月分の半」のトド「十一月に支給する場合は月分の半」に「十七・五」を加える。

別表第一を次のよひに改める。

（別紙のとおり）

第一条 半田市職員の給与に関する条例の一部を次のよひに改正する。

第十二条の一第一項中「月分の六」を「月分の八」に改める。

第十四条第一項中「六月に支給する場合は月分の半」に「十五、十一月に支給する場合」は月分の半に「十七・五」を「月分の半」に「十六・一五」に改め、同条第二項中「六月に支給する場合は同項中の「月分の半」に「十五」であるのは「月分の七十」とし、十一月に支給する場合は同項中の「月分の半」に「十七・五」であるのは「月分の七十」・「五」を「同項中の「月分の半」に「十六・一五」であるのは「月分の七十」・「五」に改める。

第十五条第一項第一号中「六月に支給する場合は月分の半」に「十一月に支給する場合は月分の半」に「十七・五」を「月分の半」に「十五」に改め、同項第一号中「六月に支給する場合は月分の半」に「五十、十一月に支給する場合は月分の半」に「五十一・五」を「月分の五十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。
- 4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が定める。
(委任)

別表第1（第4条関係）

1 行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額又は基準給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						

108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額又は基準給料月額	給料月額又は基準給料月額	給料月額又は基準給料月額	給料月額又は基準給料月額	給料月額又は基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700

48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
98	259, 100	277, 200	312, 300		
99	259, 400	277, 400	312, 600		
100	259, 600	277, 700	312, 900		

101	259,800	277,900	313,200			
102	260,100	278,100	313,600			
103	260,400	278,400	313,900			
104	260,600	278,700	314,300			
105	260,800	278,900	314,600			
106		279,100	315,000			
107		279,400	315,400			
108		279,600	315,600			
109		279,900	315,800			
110		280,200	316,100			
111		280,500	316,400			
112		280,700	316,600			
113		280,900	316,800			
114		281,200	317,100			
115		281,400	317,400			
116		281,600	317,600			
117		281,900	317,800			
118		282,200	318,100			
119		282,500	318,400			
120		282,700	318,600			
121		282,900	318,800			
122		283,100	319,100			
123		283,400	319,400			
124		283,700	319,600			
125		283,900	319,800			
126		284,100	320,100			
127		284,400	320,400			
128		284,700	320,600			
129		284,900	320,800			
130		285,100				
131		285,400				
132		285,700				
133		285,900				
134		286,100				
135		286,400				
136		286,700				
137		286,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

3 任期付職給料表

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により採用された職員に適用する。

4 任期付行政職給料表（一）

職務の級	1級 給料月額	2級 給料月額
号給		
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600

53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800

108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

5 任期付行政職給料表（二）

職務の級	1級 給料月額	2級 給料月額
号給		
1	198,200	240,400
2	199,900	241,200
3	201,600	242,000
4	203,300	242,700
5	205,000	243,400
6	206,700	244,100
7	208,300	244,900
8	209,900	245,600
9	211,500	246,400
10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400
13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400
27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700
39	242,700	260,100
40	243,200	260,500
41	243,700	260,900
42	244,000	261,300
43	244,300	261,800
44	244,700	262,100
45	245,100	262,400
46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900

50	246, 900	264, 300
51	247, 200	264, 600
52	247, 500	264, 900
53	247, 700	265, 300
54	248, 000	265, 600
55	248, 300	265, 900
56	248, 600	266, 300
57	248, 800	266, 600
58	249, 100	266, 900
59	249, 400	267, 200
60	249, 600	267, 500
61	249, 800	267, 800
62	250, 100	268, 100
63	250, 400	268, 400
64	250, 600	268, 700
65	250, 800	268, 900
66	251, 100	269, 200
67	251, 400	269, 500
68	251, 600	269, 700
69	251, 800	269, 900
70	252, 100	270, 200
71	252, 400	270, 500
72	252, 600	270, 700
73	252, 800	270, 900
74	253, 100	271, 200
75	253, 400	271, 500
76	253, 600	271, 700
77	253, 800	271, 900
78	254, 100	272, 200
79	254, 400	272, 500
80	254, 600	272, 700
81	254, 800	272, 900
82	255, 100	273, 200
83	255, 300	273, 500
84	255, 600	273, 700
85	255, 800	273, 900
86	256, 000	274, 100
87	256, 300	274, 400
88	256, 600	274, 700
89	256, 800	274, 900
90	257, 100	275, 100
91	257, 400	275, 400
92	257, 600	275, 600
93	257, 800	275, 900
94	258, 100	276, 200
95	258, 400	276, 500
96	258, 600	276, 700
97	258, 800	276, 900
98	259, 100	277, 200
99	259, 400	277, 400
100	259, 600	277, 700
101	259, 800	277, 900
102	260, 100	278, 100
103	260, 400	278, 400

104	260,600	278,700
105	260,800	278,900
106		279,100
107		279,400
108		279,600
109		279,900
110		280,200
111		280,500
112		280,700
113		280,900
114		281,200
115		281,400
116		281,600
117		281,900
118		282,200
119		282,500
120		282,700
121		282,900
122		283,100
123		283,400
124		283,700
125		283,900
126		284,100
127		284,400
128		284,700
129		284,900
130		285,100
131		285,400
132		285,700
133		285,900
134		286,100
135		286,400
136		286,700
137		286,900

備考

この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。
ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。

議案第九十号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

第一条 半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「期末手当基礎額」の下に「六月に支給する場合」は、「五
分の百一十五」の下に「十一月に支給する場合」には百分の百一十七・五」を加える。

第十五条の二第三項中「総額は、勤勉手当基礎額」の下に「六月に支給する場合
」は、「百分の百五」の下に「十一月に支給する場合」には百分の百七・五」を加
える。

別表第一を次のように改める。

（別紙のとおり）

第一条 半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
次のように改正する。

第十五条第三項中「六月に支給する場合には百分の百一十五、十一月に支給する場
合には百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一五」に改める。

第十五条の二第三項中「六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場
合には百分の百七・五」を「百分の百六・一五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日か
ら施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁

償」に関する条例（以下「改正後のパートタイム会計年度任用職員の給与条例」といへ。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内扱）

3 改正後のパートタイム会計年度任用職員の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のパートタイム会計年度任用職員の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100

39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600

82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900
123		316, 200
124		316, 500

125		316,800
-----	--	---------

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	198,200	240,400
2	199,900	241,200
3	201,600	242,000
4	203,300	242,700
5	205,000	243,400
6	206,700	244,100
7	208,300	244,900
8	209,900	245,600
9	211,500	246,400
10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400
13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400
27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700

39	242, 700	260, 100
40	243, 200	260, 500
41	243, 700	260, 900
42	244, 000	261, 300
43	244, 300	261, 800
44	244, 700	262, 100
45	245, 100	262, 400
46	245, 500	262, 800
47	245, 900	263, 200
48	246, 300	263, 500
49	246, 600	263, 900
50	246, 900	264, 300
51	247, 200	264, 600
52	247, 500	264, 900
53	247, 700	265, 300
54	248, 000	265, 600
55	248, 300	265, 900
56	248, 600	266, 300
57	248, 800	266, 600
58	249, 100	266, 900
59	249, 400	267, 200
60	249, 600	267, 500
61	249, 800	267, 800
62	250, 100	268, 100
63	250, 400	268, 400
64	250, 600	268, 700
65	250, 800	268, 900
66	251, 100	269, 200
67	251, 400	269, 500
68	251, 600	269, 700
69	251, 800	269, 900
70	252, 100	270, 200
71	252, 400	270, 500
72	252, 600	270, 700
73	252, 800	270, 900
74	253, 100	271, 200
75	253, 400	271, 500
76	253, 600	271, 700
77	253, 800	271, 900
78	254, 100	272, 200
79	254, 400	272, 500
80	254, 600	272, 700

81	254, 800	272, 900
82	255, 100	273, 200
83	255, 300	273, 500
84	255, 600	273, 700
85	255, 800	273, 900
86	256, 000	274, 100
87	256, 300	274, 400
88	256, 600	274, 700
89	256, 800	274, 900
90	257, 100	275, 100
91	257, 400	275, 400
92	257, 600	275, 600
93	257, 800	275, 900
94	258, 100	276, 200
95	258, 400	276, 500
96	258, 600	276, 700
97	258, 800	276, 900
98	259, 100	277, 200
99	259, 400	277, 400
100	259, 600	277, 700
101	259, 800	277, 900
102	260, 100	278, 100
103	260, 400	278, 400
104	260, 600	278, 700
105	260, 800	278, 900
106		279, 100
107		279, 400
108		279, 600
109		279, 900
110		280, 200
111		280, 500
112		280, 700
113		280, 900
114		281, 200
115		281, 400
116		281, 600
117		281, 900
118		282, 200
119		282, 500
120		282, 700
121		282, 900
122		283, 100

123		283,400
124		283,700
125		283,900
126		284,100
127		284,400
128		284,700
129		284,900
130		285,100
131		285,400
132		285,700
133		285,900
134		286,100
135		286,400
136		286,700
137		286,900

備考 この表は、労務職員で市長が定めるものに適用する。

議案第九十一号

半田市モーターボート競走事業「」の未来応援基金条例の制定について
半田市モーターボート競走事業「」の未来応援基金条例を次のよつて定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市モーターボート競走事業「」の未来応援基金条例

（趣旨）

第一条 本条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十一條の規定に基づき、モーターボート競走事業「」の未来応援基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第一条 モーターボート競走事業の収益金を積み立て、未来を担う「」たちの健やかな成長に資する事業又は市民が安心して「」もを生み育てる「」がでける環境づくりに資する事業の財源に充てるため、半田市モーターボート競走事業「」の未来応援基金（以下「基金」といふ。）を設置する。

（積立金）

第三条 基金として積み立てる金額は、モーターボート競走事業の収益金を原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代える「」ができる。

（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、「」の基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第六条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用する「」ができる。

(処分)

第七条 基金は、未来を担う「いじめ」たちの健やかな成長に資する事業又は市民が安心して「いじめ」を生み育てる「いじめ」の環境づくりに資する事業の財源に充てるに限り、「いじめ」を処分する「いじめ」ができない。

2 前項に規定する場合のほか、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条第一項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第一条第一項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託しておいて、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第一項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を処分する「いじめ」ができない。

（委任）

第八条 「いじめ」の条例に定めるもののほか、基金の管理に関する事項は、市長が別に定めること。

附 則

「いじめ」の条例は、公布の日から施行する。

議案第九十一号

半田市手数料条例及び半田市印鑑条例の一部改正について

半田市手数料条例及び半田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市手数料条例及び半田市印鑑条例の一部を改正する条例
(半田市手数料条例の一部改正)

第一条 半田市手数料条例(昭和三十九年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出ことして「(施行期日)」を、第二項に見出ことして「(徴収の単位)」を付し、附則に次の二項を加える。

(多機能端末機等による交付に係る手数料の特例)

3 令和八年一月一日から令和九年三月三十日までの間、半田市印鑑条例(平成元年半田市条例第一十三号)第十四条の三に規定する多機能端末機等により書類を交付する場合においては、別表第一の一の項、三の項及び六の項中「100円」とあるのは「100円」とし、同表十九の項中「四五百円」とあるのは「三五〇円」とする。

(半田市印鑑条例の一部改正)

第一条 半田市印鑑条例(平成元年半田市条例第一十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による登録証明書の交付申請等)

第十四条の二 前条の規定にかかわらず、半田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成二十七年半田市条例第三十一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合は、登録証の提示は要しない。

2 前項の申請は、被登録者が自ら行わなければならない。

3 前条第二項の規定にかかわらず、市長は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る事項と登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して申請した者に登録証明書を交付するものとする。

(多機能端末機等による登録証明書の交付申請等)

第十四条の三 第十四条の規定にかかわらず、被登録者は、多機能端末機等(市の電子計

算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者が規則で定めるものを使用して暗証番号を入力し、別に定める条例による手数料を納付し、その他必要な手続を行つことによつて、証明書等の交付を行つ機能を有するものをこつ。)を利用して登録証明書の交付を受けねりとがである。

附 則

「Jの条例は、令和八年一月一日から施行する。

議案第九十二号

半田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

半田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のよつて定め
るもとのとす。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則（第十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第十一条—第十五条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第十六条・第十七条）

第二章 雜則（第十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 本条例は、児童福祉法（昭和三十二年法律第五十六号。以下「法」といへ。）

第三十四条の十六第一項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとす。

（最低基準の目的）

第一条 設備運営基準は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」といへ。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行つ法第六条の三第一項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行う。以下同じ。）を提供するによつて、乳児等通園支援事業を利用してこの乳児又は幼児（以下「半田乳幼児」といへ。）が、心身ともに健やかに育成されるようを保障するものとす。

（最低基準の回数）

第三条 市長は、市長が別に定める会議等の意見を聽き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行つ者（以下「乳児等通園支援事業者」といふ。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 半田市（以下「市」といふ。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしていふ乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行つ乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

- 第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所²とし、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に對する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所の生活その他の日常生活における安全に關する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に關する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に關して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- （自動車を運行する場合の所在の確認）
- 第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。
- （乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）
- 第九条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理觀を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。
- （乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）
- 第十条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を

達成するためには必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第十三条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えたとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営について

ての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、幼児の区分」との利用定員
- 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
 - (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)
- 第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
- (秘密保持等)
- 第十八条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならぬ。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。
- (苦情への対応)
- 第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行つた乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行つた乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

第一章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第一条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満一歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- 五 満一歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を一階に設けること。

る建物は、次のア、イ及び力の要件に、保育室等を二階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものである」と。

ア 建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の二に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる「区分」とし、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が「以上設けられている」と。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	避難用
二階	一 屋内階段	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
二階	二 屋外階段	二 待避上有効なバルコニー
三階	常用	三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
避難用	四 屋内階段	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
避難用	二 屋外階段	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	三 屋外階段	二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

<p>四階以上の階</p>	<p>常用</p>	<p>一 建築基準法施行令第百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百一十三条第一項各号に規定する構造の屋外階段</p>
<p>避難用</p>	<p>一 建築基準法施行令第百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第一号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡する）こと、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p>	<p>一 建築基準法施行令第百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百一十三条第一項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていねりと。

工 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下「工」において同じ。）を設ける場合は、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていねりと。工の場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部

分に防火上有効にダンパーが設けられている」と。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている」と。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理

設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている」と。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材
料でしている」と。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防
止する設備が設けられている」と。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられて
いる」と。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて
防炎処理が施されている」と。

(職員)

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する
職員として市長が行う研修（市長が指定する愛知県知事その他の機関が行う研修を含
む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置か
なければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳
未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただ
し、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下るとはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなけ
ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等
通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

- 一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は
事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該
一般型乳児等通園支援事業を行つに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育
て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一
般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- 二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合

であつて、保育所等を利用していの乳幼児の保育が現に行われてゐる乳児室、ほらべ室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行つて当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができる。」。

（設備及び職員の基準の特例）

第二十三条 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四項に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行つ場合は、第二十一条及び前条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十二年厚生省令第六十三号）第二十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第二十五条 一般型乳児等通園支援事業を行つ者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第二十六条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行つ事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第一項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- 三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）
- 四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）（準用）

第二十七条 第二十四条及び第二十五条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について

て準用す。」の場合」において、第一一四条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第一一五条中「一般型乳児等通園支援事業を行つ者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行つ者」とす。

第二章 雜則

(電磁的記録)

附則

(施行期日)

この条例は、令和元年四月一日から施行する。

（三）

この条例の規定に基いて設備及び運営に係る準備行為は、この条例の旅行の日前におこなわることも行つこととができない。

議案第九十四号

半田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
半田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるも
のとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第一節 利用定員に関する基準（第三条）
 - 第二節 運営に関する基準（第四条—第二十一一条）
- 第三章 雜則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二十条の一十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の三の規定に基づき、半田市（以下「市」という。）が実施する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることが田指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもとの立場に

立つて特定乳児等通園支援を提供するよつに努めなければならぬ。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよつ努めなければならない。

第一章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる支給対象小学校就学前子ども「区分」とし、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 一 満一歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- 二 満一歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業所を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一日当たりの利用定員を定めるものとする。

第一節 運営に関する基準

（面談）

- 第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに對して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならぬ。

2

特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たつては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十一条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要な事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要な事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第二十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならぬ。

(あつせん及び要請に対する協力)

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならぬ。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに對して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の掲示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の一十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

(心身の状況等の把握)

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たつては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六

条第一項に規定する教育・保育等を「つ」の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第一一十七条第一項に規定する特定教育・保育を「つ」）及び特定地域型保育（法第一十九条第一項に規定する特定地域型保育を「つ」）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領する「う」とをいう。次項において同じ。）を受けないとモリは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第二十条の二十第三項に規定する額を「つ」。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たつて、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けける「う」ができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前一項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けける「う」ができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各項に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならぬ。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第一項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにすることともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和一十三年厚生省令第六十二号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六六四号）第六条の二第一一十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならぬ。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らの提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公

表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言等の他の援助を行わなければならぬ。

(緊急時等の対応)

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行つてみるとやいに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもとの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によつて乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならぬ。

(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規定(第一十一条において「運営規程」と云ふ。)を定めておかなければならぬ。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所にて職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所にて、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によつて特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行つてはならない。

(掲示等)

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十一条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資するに認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信される）ことを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十三条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十一条の規定による支払の状況によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、

児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子ど

もの、心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行つよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業を「」。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」と「」。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者を「」。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者を「」。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に對して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介するとの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介するとの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第一十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下「」の条において「乳児等支援給付認定子ども等」といふ。）から「苦情に迅速かつ適切に対応するため」、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するもの努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各項に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合はそれに伴う危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこと。

2

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもとの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次の各項に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならぬ。

- 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画
 - 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - 三 第十八条の規定による市への通知に係る記録
 - 四 第二十八条第一項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ### 第三章 雜則
- #### (電磁的記録等)
- 第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもの(以下「この条例の規定において画面等(画面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下「」の条において同じ。)により行う」とが規定されているものについては、当該画面等に代えて、当該画面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、
- 264-

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「Jの条において同じ。」により行うことができます。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「Jの条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下「Jの条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下「Jの条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。Jの場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力するJのとにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各項に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第一項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしほはならぬ。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、「」の限りではない。

6 第一項から第五項までの規定は、「」の条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。「」の場合において、第一項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下「」の條において「記載事項」といふ。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受けた」とあるのは「同意を行つた」と、「交付する」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、「第六項において準用する前項各項」と、第四項中「第一項」とあるのは「第六項において準用する第一項」と、「記載事項を提供しよつ」とあるのは「同意を得よつ」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よつとする」と、同項第一項中「第一項各項」とあるのは「第六項において準用する第一項各項」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第一項に規定する記載事項の提供」とあるのは「」の条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の規定に基づく運営に係る準備行為は、「」の条例の施行の日前においても行つ」とがである。

（半田市市民交流センター条例の一部改正）

3 半田市市民交流センター条例（平成十七年半田市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号を第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 乳児等通園支援に関する」と。

議案第九十五号

半田市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正について

半田市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例

半田市放課後児童クラブ施設設置条例（平成二十四年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

半田市亀崎放課後児童クラブ施設	半田市亀崎月見町三丁目十番地
-----------------	----------------

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

附 則

議案第九十六号

半田市火入れに関する条例の一部改正について

半田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

半田市火入れに関する条例（昭和五十九年半田市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第一項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合」に改める。

附 則

「」の条例は、公布の日から施行する。

知多都市計画石塚地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

知多都市計画石塚地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のよう規定するものとする。

令和七年十一月九日提出

半田市長 久世孝宏

知多都市計画石塚地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第一条 本条例は、建築基準法（昭和三十五年法律第一〇四号。以下「法」と云ふ。）第六十八条の二第一項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるものにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する目的を達成する。

(適用区域)

第一条 本条例は、市長が都市計画法（昭和四十二年法律第二百四号）第一百条第一項の規定によるところである知多都市計画石塚地区計画の区域内において適用する。

(地区の区分及び名称)

第二条 本条例における地区の区分及び名称は、前条に規定する地区計画の計画図に表示するものによる。

(建築物の用途の制限)

第四条 別表第一（一）欄に掲げる地区内において、同表（二）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第三条第一項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかるらず、前項の規定は適用しない。

一 増築又は改築が基準時（法第三条第一項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第一項の規定により前項の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地面積におけるものである、かつ、増築又は改築後ににおける延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対するそれ法第五十二条第一項、第二項及び第七項並びに法第五十三条の規定に適合するものと。

- 二 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の一・二倍を超えないこと。
- 三 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第五条 建築物の敷地面積の最低限度は、二千平方メートル以上でなければならぬ。

- 2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反して、この建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなつた土地

- 二 前項の規定に適合するに至つた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至つた土地

- 3 前項に掲げる場合を除き、第一項の規定の施行後又は適用後、法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第一項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として利用する場合においては、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第一項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなつた土地

- 二 第一項の規定に適合するに至つた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至つた土地

(壁面の位置の制限)

第六条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線又

は隣地境界線までの距離は、別表第一（い）欄の計画地区の区分に応じ、同表（い）の道路境界線までの距離の欄又は隣地境界線までの距離の欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にあらる建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）が別表第一（い）の適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当する場合においては、適用しない。

（建築物の高さの限度）

第七条 △地区内における建築物の高さの限度は、一メートルを超えてはならない。

（公益上必要な建築物の特例）

第八条 市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、△れらの規定は適用しない。

（委任）

第九条 一の条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項、第五条第一項、第六条、第七条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
- 二 建築物を建築した後（△おいて、当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第五条第一項の規定に違反する）こととなつた場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者は
- 三 法第八十七条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされた」との証明があつたときは、その法人又は人については、一の限りでない。

この条例は、知多都市計画区域図計画に係る都市計画法第一一十条第一項の規定に基づいて公示の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

<p>(い)</p>	<p>(ろ)</p>
<p>計画地区の区分</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>一 工場（統計法（平成十九年法律第五十三号）第一条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類E製造業に係るもの）及び関連する研究開発施設並びに流通業務施設（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律八十五号）第四条第一号に定める流通業務の用に供するもの）。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 建築基準法（以下「法」とこう。）別表第一（ぬ）項第三号（八の二）、（十三）及び（十三の二）並びに（る）項第一号（一）から（二十一）まで、（二十七）、（二十九）、（三十）及び（三十一）に掲げる事業を営む工場</p> <p>イ 法別表第一（る）項第一号で定める施設</p> <p>ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第一条第四項に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（当該建築物において生じた産業廃棄物のみを扱うものを除く。）</p> <p>二 前号の建築物に勤務する者のための共同住宅又は寄宿舎（本地區計画区域内の建築物（建築に着手しているものを含む）の建築主が建築するものに限る。）</p> <p>三 前一号の建築物に附属するもの</p> <p>四 排水の水質管理上必要な施設</p>

別表第一（第六条関係）

計画地区の区分		(い)	
		壁面の位置の制限	(ろ)
全区域	道路境界線までの距離	道路境界線までの距離	(い)
四メートル	四メートル	隣地境界線までの距離	(ろ)
		適用除外の建築物等	
		軒の高さ四メートル以下の守衛室その他これに類する用途に供するもの	

議案第98号

(仮称)成岩こども園建設工事(週休2日)請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工事名 (仮称)成岩こども園建設工事(週休2日)
- 2 工事場所 半田市成岩本町三丁目75番地の4
- 3 請負契約金額 金742,605,600円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金67,509,600円)
- 4 請負契約者 半田市成岩東町77番地
株式会社七番組
代表取締役 中山 友裕
- 5 契約の方法 制限付き一般競争入札

工 事 請 負 契 約 書

1. 工 事 名 (仮称) 成岩こども園建設工事 (週休 2 日)
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市成岩本町三丁目 75 番地の 4
4. 工 事 概 要 別添設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 着 手 令和 7 年 1 月 27 日
完 了 令和 9 年 2 月 15 日
6. 契 約 金 額 金 742,605,600 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 67,509,600 円)
7. 契 約 保 証 金 免除
8. 特に定めた条件
(1) 前払金 各年度支払限度額の 10 分の 4 を超えない範囲内
(2) 部分払い 16 回以内
または中間前払 各年度支払限度額の 10 分の 2 を超えない範囲内
(3) 令和 7 年度末の出来高予定は、7.53% 以上とし、令和 7 年度の支払額は、出来高の 90% とする。また、支払限度額は 54,700,000 円を上限とする。

上記の工事について、発注者 半田市 と受注者 株式会社七番組 とは、別添約款に定めた条項により請負契約を締結し、この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目 1 番地

半田市

半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県半田市成岩東町 77 番地

株式会社七番組

代表取締役 中山 友裕

工 事 概 要

(仮称) 成岩こども園建設工事 (週休2日)

1. 工事場所

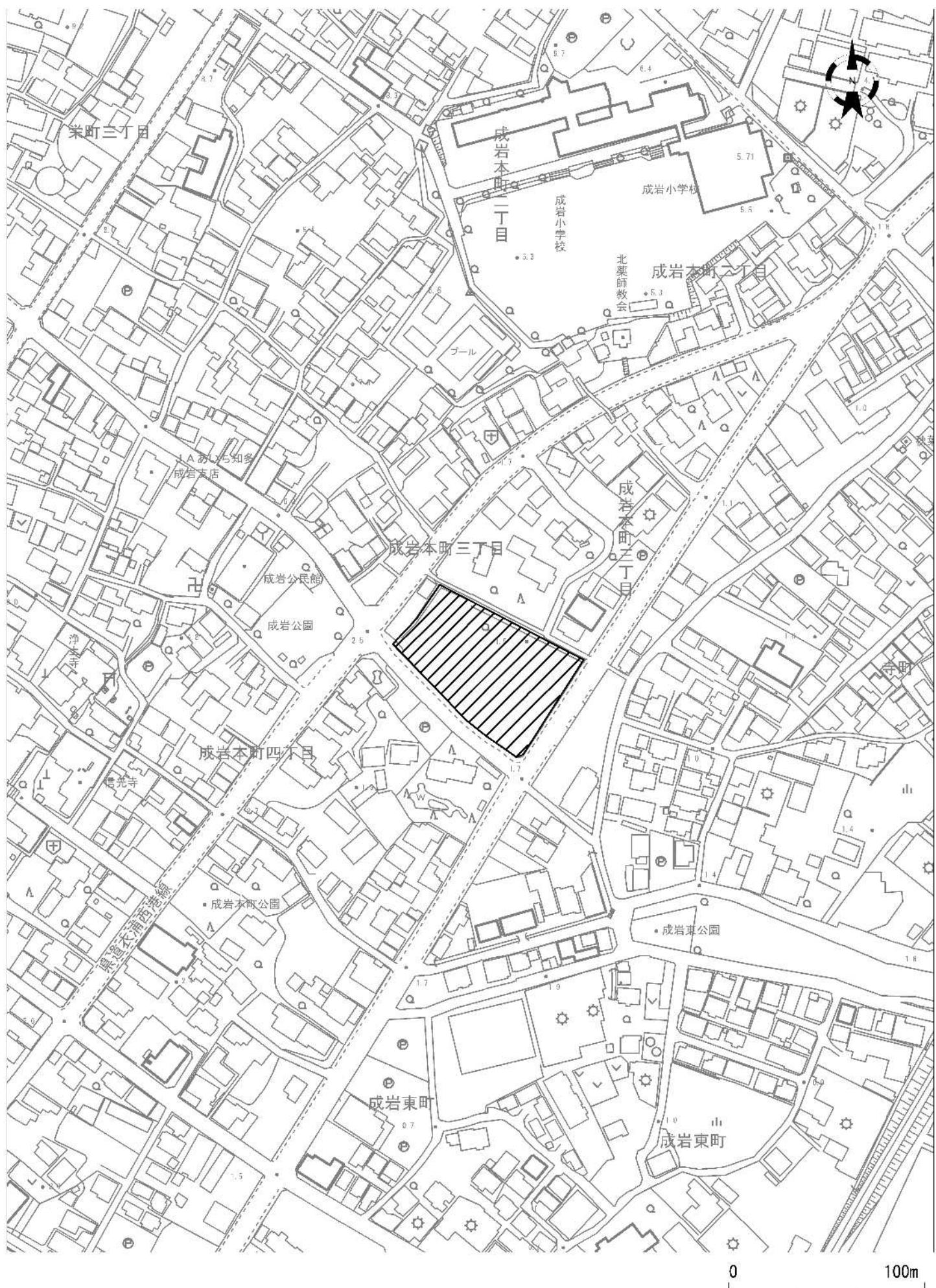
地名地番 半田市成岩本町三丁目75番地の4
用途地域 準工業地域
防火地域 準防火地域

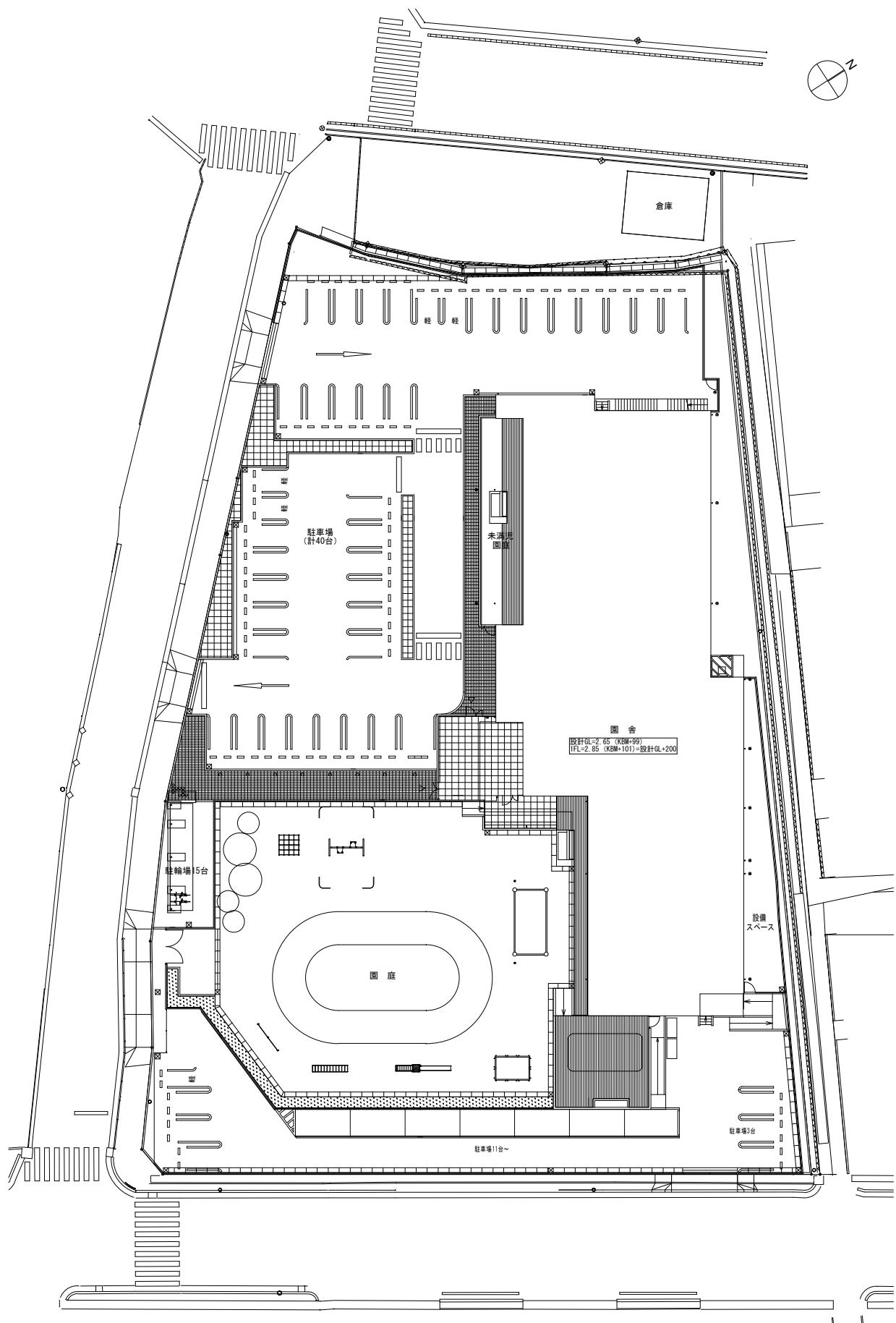
2. 建物概要

鉄骨造2階建て
建築面積 1,054.59 m²
延べ床面積 1,934.71 m²
耐火建築物

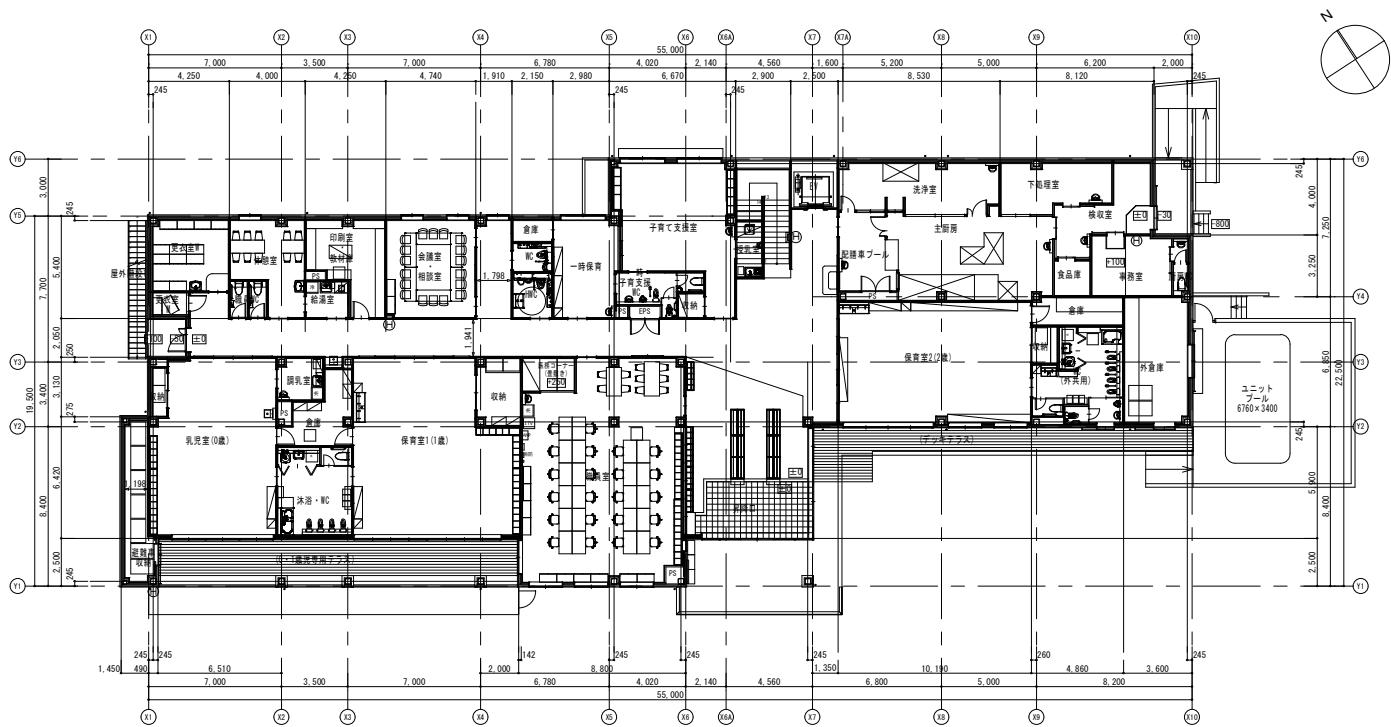
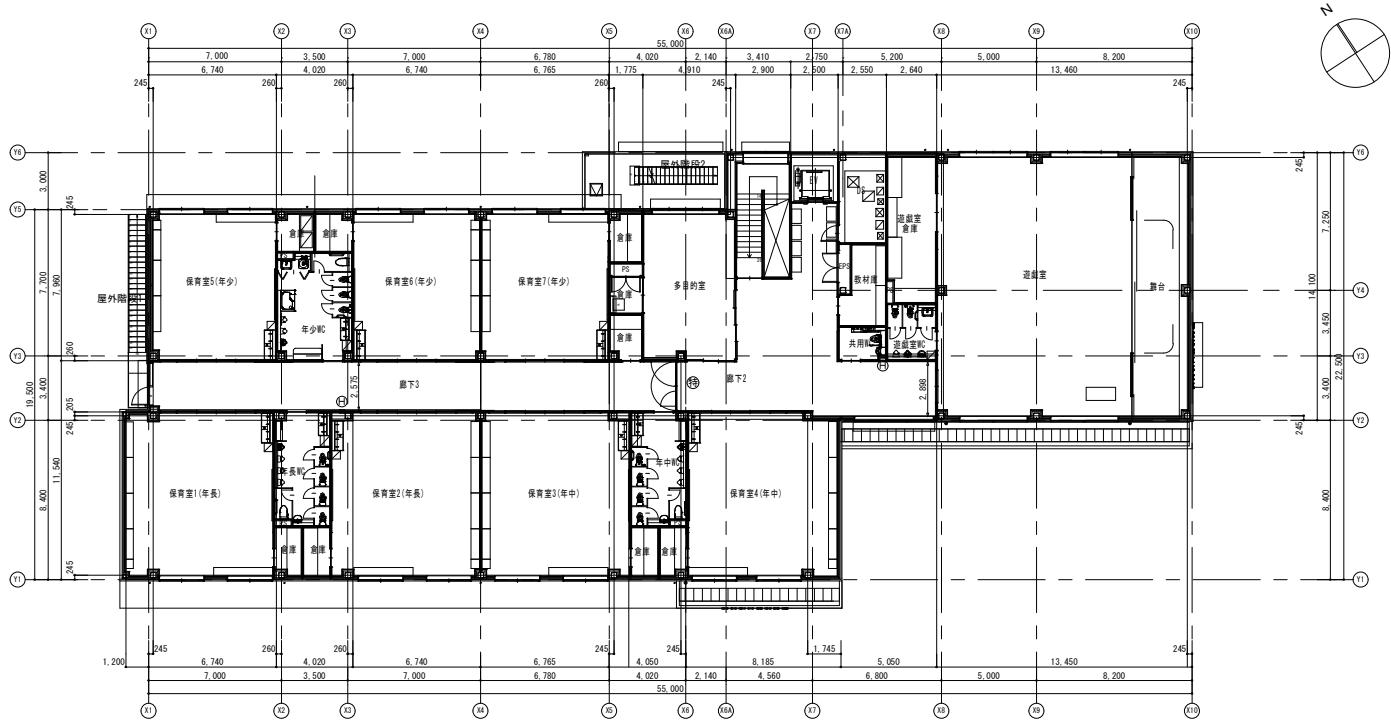
位置図

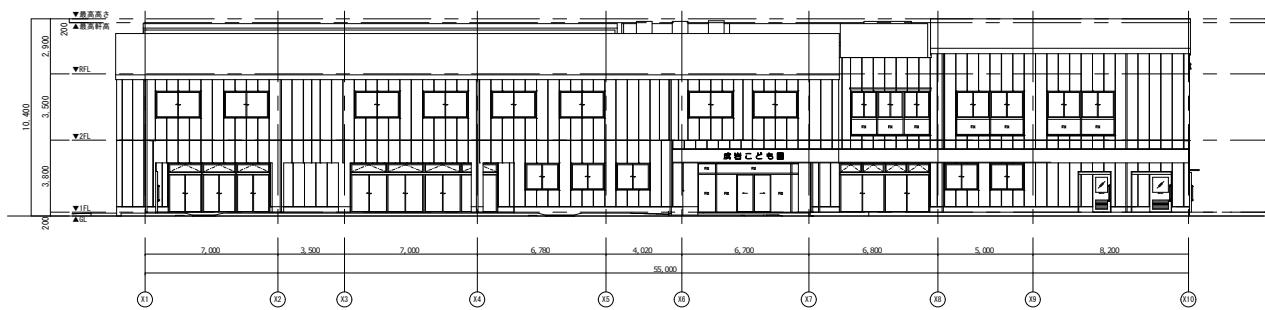
1:2500



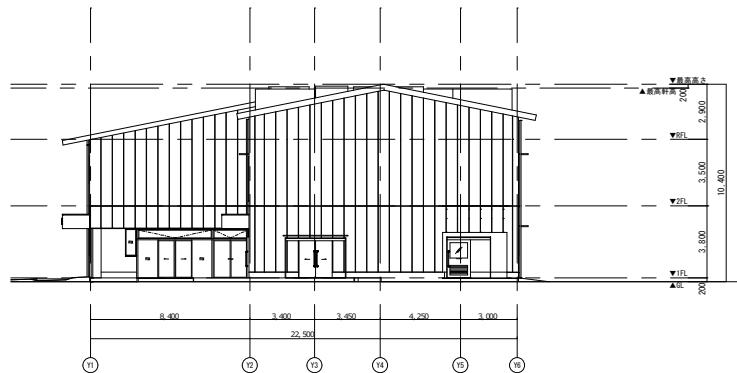


配置図 1/500

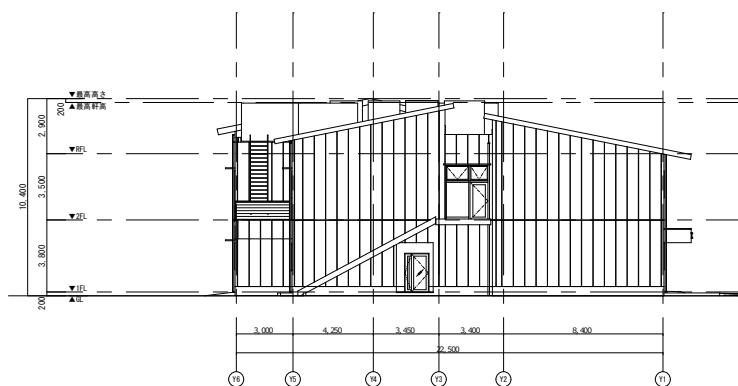




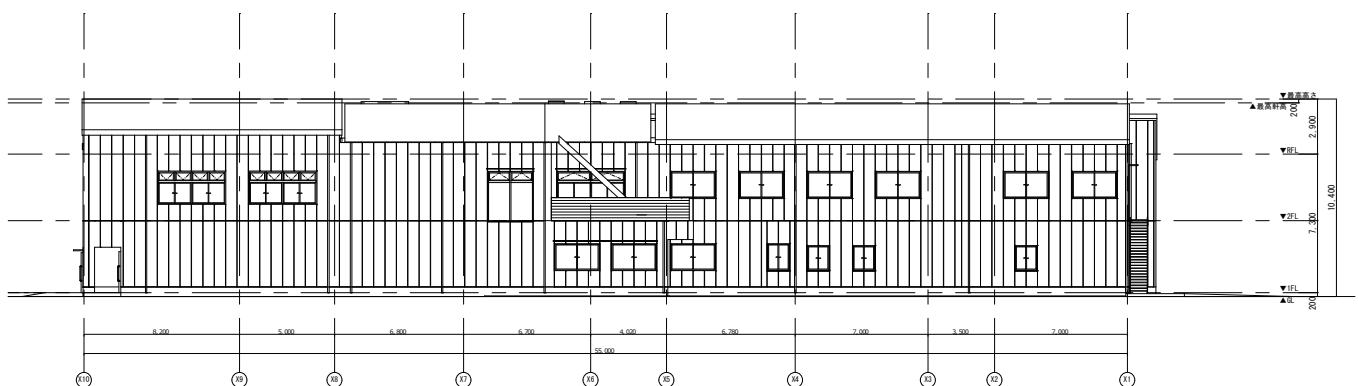
南側立面図 1/400



東側立面図 1/400



西側立面図 1/400



北側立面図 1/400

議案第99号

損害賠償の額の決定について

超過勤務手当等の未払いに係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

1 事件の内容

令和7年2月の公益通報による超過勤務手当等の未払い分を過去3年（令和4年2月勤務分以降）に遡って支給することに当たり、半田市は、損害賠償の相手方に対し、遅延金を支払い、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金8,761,172円（内訳は別紙一覧のとおり）

3 損害賠償の相手方

対象者1はじめ1,073人

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者1	344,418
対象者2	186,815
対象者3	182,463
対象者4	111,054
対象者5	97,695
対象者6	87,589
対象者7	81,426
対象者8	67,046
対象者9	65,528
対象者10	63,725
対象者11	63,683
対象者12	58,673
対象者13	58,303
対象者14	56,989
対象者15	55,188
対象者16	54,876
対象者17	53,478
対象者18	52,984
対象者19	52,205
対象者20	49,329
対象者21	47,191
対象者22	46,653
対象者23	45,015
対象者24	44,404
対象者25	43,919
対象者26	43,654
対象者27	41,114
対象者28	40,498
対象者29	40,143
対象者30	38,584
対象者31	38,212
対象者32	38,186
対象者33	38,031
対象者34	37,555
対象者35	37,391
対象者36	37,253
対象者37	36,580
対象者38	35,910
対象者39	35,712
対象者40	34,613
対象者41	34,574
対象者42	33,618
対象者43	32,845
対象者44	32,840
対象者45	31,680
対象者46	31,560
対象者47	31,398
対象者48	31,065
対象者49	30,931
対象者50	30,435

相手方	損害賠償の額
対象者51	30,119
対象者52	30,073
対象者53	29,942
対象者54	29,752
対象者55	29,487
対象者56	29,363
対象者57	28,931
対象者58	27,998
対象者59	26,979
対象者60	26,754
対象者61	24,935
対象者62	24,703
対象者63	24,502
対象者64	24,349
対象者65	24,334
対象者66	24,208
対象者67	23,747
対象者68	23,597
対象者69	23,346
対象者70	22,459
対象者71	22,409
対象者72	22,014
対象者73	22,006
対象者74	21,590
対象者75	21,574
対象者76	21,490
対象者77	21,364
対象者78	20,148
対象者79	19,776
対象者80	19,753
対象者81	19,077
対象者82	18,851
対象者83	18,654
対象者84	18,469
対象者85	18,428
対象者86	18,086
対象者87	18,063
対象者88	17,977
対象者89	17,927
対象者90	17,829
対象者91	17,821
対象者92	17,810
対象者93	17,779
対象者94	17,603
対象者95	17,487
対象者96	17,326
対象者97	17,266
対象者98	16,833
対象者99	16,818
対象者100	16,569

相手方	損害賠償の額
対象者101	16,387
対象者102	16,251
対象者103	16,216
対象者104	16,054
対象者105	16,034
対象者106	15,904
対象者107	15,819
対象者108	15,749
対象者109	15,687
対象者110	15,600
対象者111	15,584
対象者112	15,534
対象者113	15,390
対象者114	15,166
対象者115	15,137
対象者116	15,136
対象者117	15,104
対象者118	15,050
対象者119	14,972
対象者120	14,961
対象者121	14,911
対象者122	14,901
対象者123	14,811
対象者124	14,763
対象者125	14,727
対象者126	14,599
対象者127	14,572
対象者128	14,560
対象者129	14,492
対象者130	14,427
対象者131	14,398
対象者132	14,160
対象者133	14,121
対象者134	13,982
対象者135	13,929
対象者136	13,876
対象者137	13,842
対象者138	13,834
対象者139	13,742
対象者140	13,688
対象者141	13,688
対象者142	13,490
対象者143	13,490
対象者144	13,339
対象者145	13,318
対象者146	13,224
対象者147	13,123
対象者148	13,117
対象者149	13,073
対象者150	13,029

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者151	13,019
対象者152	12,973
対象者153	12,898
対象者154	12,896
対象者155	12,860
対象者156	12,833
対象者157	12,746
対象者158	12,743
対象者159	12,633
対象者160	12,631
対象者161	12,603
対象者162	12,516
対象者163	12,489
対象者164	12,483
対象者165	12,442
対象者166	12,383
対象者167	12,381
対象者168	12,279
対象者169	12,208
対象者170	12,157
対象者171	12,117
対象者172	12,089
対象者173	12,078
対象者174	12,044
対象者175	12,030
対象者176	12,009
対象者177	12,009
対象者178	11,994
対象者179	11,969
対象者180	11,945
対象者181	11,921
対象者182	11,882
対象者183	11,731
対象者184	11,708
対象者185	11,649
対象者186	11,629
対象者187	11,624
対象者188	11,571
対象者189	11,514
対象者190	11,477
対象者191	11,385
対象者192	11,346
対象者193	11,327
対象者194	11,302
対象者195	11,294
対象者196	11,260
対象者197	11,244
対象者198	11,242
対象者199	11,203
対象者200	11,181

相手方	損害賠償の額
対象者201	11,096
対象者202	11,066
対象者203	11,064
対象者204	10,967
対象者205	10,911
対象者206	10,840
対象者207	10,814
対象者208	10,785
対象者209	10,716
対象者210	10,701
対象者211	10,676
対象者212	10,672
対象者213	10,586
対象者214	10,585
対象者215	10,519
対象者216	10,477
対象者217	10,444
対象者218	10,427
対象者219	10,418
対象者220	10,399
対象者221	10,396
対象者222	10,391
対象者223	10,387
対象者224	10,374
対象者225	10,347
対象者226	10,317
対象者227	10,314
対象者228	10,296
対象者229	10,278
対象者230	10,227
対象者231	10,164
対象者232	10,119
対象者233	10,088
対象者234	9,986
対象者235	9,961
対象者236	9,941
対象者237	9,918
対象者238	9,916
対象者239	9,896
対象者240	9,878
対象者241	9,747
対象者242	9,733
対象者243	9,690
対象者244	9,684
対象者245	9,683
対象者246	9,678
対象者247	9,645
対象者248	9,580
対象者249	9,572
対象者250	9,539

相手方	損害賠償の額
対象者251	9,512
対象者252	9,426
対象者253	9,416
対象者254	9,386
対象者255	9,384
対象者256	9,344
対象者257	9,337
対象者258	9,322
対象者259	9,320
対象者260	9,314
対象者261	9,298
対象者262	9,273
対象者263	9,201
対象者264	9,173
対象者265	9,148
対象者266	9,013
対象者267	9,009
対象者268	9,005
対象者269	8,988
対象者270	8,920
対象者271	8,875
対象者272	8,852
対象者273	8,840
対象者274	8,827
対象者275	8,817
対象者276	8,767
対象者277	8,740
対象者278	8,697
対象者279	8,669
対象者280	8,657
対象者281	8,634
対象者282	8,630
対象者283	8,627
対象者284	8,608
対象者285	8,599
対象者286	8,579
対象者287	8,549
対象者288	8,510
対象者289	8,490
対象者290	8,472
対象者291	8,465
対象者292	8,456
対象者293	8,431
対象者294	8,372
対象者295	8,359
対象者296	8,329
対象者297	8,324
対象者298	8,313
対象者299	8,292
対象者300	8,278

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者301	8,258
対象者302	8,255
対象者303	8,252
対象者304	8,251
対象者305	8,247
対象者306	8,223
対象者307	8,215
対象者308	8,215
対象者309	8,213
対象者310	8,197
対象者311	8,180
対象者312	8,164
対象者313	8,123
対象者314	8,107
対象者315	8,104
対象者316	8,097
対象者317	8,069
対象者318	8,065
対象者319	8,051
対象者320	7,986
対象者321	7,981
対象者322	7,978
対象者323	7,963
対象者324	7,889
対象者325	7,873
対象者326	7,772
対象者327	7,765
対象者328	7,753
対象者329	7,728
対象者330	7,722
対象者331	7,709
対象者332	7,661
対象者333	7,649
対象者334	7,633
対象者335	7,620
対象者336	7,592
対象者337	7,575
対象者338	7,573
対象者339	7,560
対象者340	7,545
対象者341	7,543
対象者342	7,523
対象者343	7,508
対象者344	7,500
対象者345	7,492
対象者346	7,477
対象者347	7,471
対象者348	7,409
対象者349	7,409
対象者350	7,362

相手方	損害賠償の額
対象者351	7,238
対象者352	7,206
対象者353	7,143
対象者354	7,127
対象者355	7,097
対象者356	7,064
対象者357	7,063
対象者358	7,044
対象者359	7,038
対象者360	7,025
対象者361	7,013
対象者362	6,970
対象者363	6,969
対象者364	6,960
対象者365	6,955
対象者366	6,935
対象者367	6,935
対象者368	6,931
対象者369	6,930
対象者370	6,922
対象者371	6,905
対象者372	6,872
対象者373	6,865
対象者374	6,862
対象者375	6,840
対象者376	6,813
対象者377	6,782
対象者378	6,769
対象者379	6,751
対象者380	6,727
対象者381	6,700
対象者382	6,693
対象者383	6,681
対象者384	6,681
対象者385	6,668
対象者386	6,663
対象者387	6,596
対象者388	6,594
対象者389	6,563
対象者390	6,556
対象者391	6,530
対象者392	6,528
対象者393	6,503
対象者394	6,487
対象者395	6,481
対象者396	6,478
対象者397	6,469
対象者398	6,434
対象者399	6,431
対象者400	6,416

相手方	損害賠償の額
対象者401	6,394
対象者402	6,392
対象者403	6,375
対象者404	6,351
対象者405	6,348
対象者406	6,323
対象者407	6,309
対象者408	6,287
対象者409	6,287
対象者410	6,279
対象者411	6,273
対象者412	6,245
対象者413	6,242
対象者414	6,227
対象者415	6,209
対象者416	6,194
対象者417	6,194
対象者418	6,171
対象者419	6,122
対象者420	6,110
対象者421	6,042
対象者422	6,035
対象者423	6,034
対象者424	6,034
対象者425	6,027
対象者426	5,983
対象者427	5,965
対象者428	5,965
対象者429	5,946
対象者430	5,927
対象者431	5,895
対象者432	5,872
対象者433	5,870
対象者434	5,858
対象者435	5,810
対象者436	5,795
対象者437	5,763
対象者438	5,746
対象者439	5,711
対象者440	5,682
対象者441	5,677
対象者442	5,673
対象者443	5,671
対象者444	5,662
対象者445	5,640
対象者446	5,591
対象者447	5,561
対象者448	5,544
対象者449	5,541
対象者450	5,514

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者451	5,511
対象者452	5,509
対象者453	5,502
対象者454	5,474
対象者455	5,467
対象者456	5,452
対象者457	5,447
対象者458	5,435
対象者459	5,417
対象者460	5,409
対象者461	5,406
対象者462	5,404
対象者463	5,394
対象者464	5,323
対象者465	5,244
対象者466	5,239
対象者467	5,236
対象者468	5,220
対象者469	5,219
対象者470	5,199
対象者471	5,183
対象者472	5,175
対象者473	5,144
対象者474	5,119
対象者475	5,112
対象者476	5,109
対象者477	5,108
対象者478	5,102
対象者479	5,087
対象者480	5,050
対象者481	5,028
対象者482	5,021
対象者483	5,020
対象者484	5,009
対象者485	4,988
対象者486	4,984
対象者487	4,971
対象者488	4,938
対象者489	4,906
対象者490	4,899
対象者491	4,899
対象者492	4,885
対象者493	4,883
対象者494	4,852
対象者495	4,827
対象者496	4,826
対象者497	4,824
対象者498	4,814
対象者499	4,813
対象者500	4,806

相手方	損害賠償の額
対象者501	4,799
対象者502	4,788
対象者503	4,779
対象者504	4,751
対象者505	4,737
対象者506	4,721
対象者507	4,720
対象者508	4,717
対象者509	4,714
対象者510	4,700
対象者511	4,671
対象者512	4,653
対象者513	4,620
対象者514	4,616
対象者515	4,603
対象者516	4,588
対象者517	4,562
対象者518	4,535
対象者519	4,514
対象者520	4,501
対象者521	4,491
対象者522	4,462
対象者523	4,445
対象者524	4,443
対象者525	4,439
対象者526	4,434
対象者527	4,432
対象者528	4,424
対象者529	4,419
対象者530	4,404
対象者531	4,401
対象者532	4,393
対象者533	4,390
対象者534	4,379
対象者535	4,368
対象者536	4,366
対象者537	4,361
対象者538	4,319
対象者539	4,313
対象者540	4,309
対象者541	4,291
対象者542	4,273
対象者543	4,255
対象者544	4,218
対象者545	4,182
対象者546	4,171
対象者547	4,167
対象者548	4,157
対象者549	4,133
対象者550	4,115

相手方	損害賠償の額
対象者551	4,103
対象者552	4,087
対象者553	4,084
対象者554	4,056
対象者555	4,050
対象者556	4,012
対象者557	3,968
対象者558	3,864
対象者559	3,857
対象者560	3,846
対象者561	3,846
対象者562	3,842
対象者563	3,842
対象者564	3,839
対象者565	3,838
対象者566	3,837
対象者567	3,793
対象者568	3,779
対象者569	3,778
対象者570	3,761
対象者571	3,726
対象者572	3,716
対象者573	3,712
対象者574	3,707
対象者575	3,655
対象者576	3,637
対象者577	3,618
対象者578	3,595
対象者579	3,579
対象者580	3,576
対象者581	3,569
対象者582	3,564
対象者583	3,556
対象者584	3,550
対象者585	3,549
対象者586	3,549
対象者587	3,549
対象者588	3,543
対象者589	3,537
対象者590	3,535
対象者591	3,530
対象者592	3,489
対象者593	3,476
対象者594	3,473
対象者595	3,468
対象者596	3,466
対象者597	3,464
対象者598	3,461
対象者599	3,460
対象者600	3,448

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者601	3,433
対象者602	3,431
対象者603	3,422
対象者604	3,392
対象者605	3,392
対象者606	3,384
対象者607	3,374
対象者608	3,372
対象者609	3,370
対象者610	3,351
対象者611	3,341
対象者612	3,323
対象者613	3,316
対象者614	3,304
対象者615	3,301
対象者616	3,300
対象者617	3,291
対象者618	3,291
対象者619	3,223
対象者620	3,172
対象者621	3,152
対象者622	3,145
対象者623	3,117
対象者624	3,111
対象者625	3,092
対象者626	3,084
対象者627	3,079
対象者628	3,076
対象者629	3,075
対象者630	3,070
対象者631	3,059
対象者632	3,049
対象者633	3,046
対象者634	3,043
対象者635	3,032
対象者636	3,031
対象者637	3,031
対象者638	3,024
対象者639	3,014
対象者640	2,998
対象者641	2,987
対象者642	2,981
対象者643	2,975
対象者644	2,954
対象者645	2,946
対象者646	2,940
対象者647	2,935
対象者648	2,931
対象者649	2,917
対象者650	2,914

相手方	損害賠償の額
対象者651	2,905
対象者652	2,897
対象者653	2,893
対象者654	2,867
対象者655	2,859
対象者656	2,855
対象者657	2,851
対象者658	2,833
対象者659	2,832
対象者660	2,829
対象者661	2,816
対象者662	2,807
対象者663	2,804
対象者664	2,799
対象者665	2,782
対象者666	2,781
対象者667	2,768
対象者668	2,760
対象者669	2,746
対象者670	2,738
対象者671	2,723
対象者672	2,718
対象者673	2,715
対象者674	2,708
対象者675	2,703
対象者676	2,695
対象者677	2,688
対象者678	2,687
対象者679	2,683
対象者680	2,682
対象者681	2,649
対象者682	2,627
対象者683	2,619
対象者684	2,591
対象者685	2,562
対象者686	2,550
対象者687	2,548
対象者688	2,542
対象者689	2,530
対象者690	2,529
対象者691	2,525
対象者692	2,523
対象者693	2,512
対象者694	2,502
対象者695	2,498
対象者696	2,483
対象者697	2,477
対象者698	2,472
対象者699	2,471
対象者700	2,462

相手方	損害賠償の額
対象者701	2,450
対象者702	2,443
対象者703	2,431
対象者704	2,416
対象者705	2,416
対象者706	2,386
対象者707	2,383
対象者708	2,370
対象者709	2,358
対象者710	2,358
対象者711	2,352
対象者712	2,344
対象者713	2,341
対象者714	2,339
対象者715	2,336
対象者716	2,333
対象者717	2,329
対象者718	2,320
対象者719	2,315
対象者720	2,295
対象者721	2,290
対象者722	2,288
対象者723	2,287
対象者724	2,284
対象者725	2,283
対象者726	2,282
対象者727	2,270
対象者728	2,268
対象者729	2,252
対象者730	2,243
対象者731	2,223
対象者732	2,218
対象者733	2,204
対象者734	2,203
対象者735	2,194
対象者736	2,186
対象者737	2,182
対象者738	2,126
対象者739	2,121
対象者740	2,121
対象者741	2,120
対象者742	2,114
対象者743	2,110
対象者744	2,106
対象者745	2,104
対象者746	2,095
対象者747	2,083
対象者748	2,083
対象者749	2,075
対象者750	2,075

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者751	2,070
対象者752	2,059
対象者753	2,048
対象者754	2,029
対象者755	2,025
対象者756	2,023
対象者757	2,012
対象者758	2,009
対象者759	1,993
対象者760	1,992
対象者761	1,982
対象者762	1,981
対象者763	1,976
対象者764	1,964
対象者765	1,960
対象者766	1,957
対象者767	1,946
対象者768	1,917
対象者769	1,915
対象者770	1,906
対象者771	1,901
対象者772	1,894
対象者773	1,892
対象者774	1,892
対象者775	1,886
対象者776	1,886
対象者777	1,880
対象者778	1,861
対象者779	1,841
対象者780	1,833
対象者781	1,824
対象者782	1,817
対象者783	1,816
対象者784	1,805
対象者785	1,790
対象者786	1,772
対象者787	1,768
対象者788	1,766
対象者789	1,755
対象者790	1,741
対象者791	1,736
対象者792	1,724
対象者793	1,724
対象者794	1,724
対象者795	1,717
対象者796	1,715
対象者797	1,686
対象者798	1,659
対象者799	1,650
対象者800	1,648

相手方	損害賠償の額
対象者801	1,643
対象者802	1,640
対象者803	1,638
対象者804	1,636
対象者805	1,627
対象者806	1,614
対象者807	1,605
対象者808	1,587
対象者809	1,584
対象者810	1,584
対象者811	1,581
対象者812	1,577
対象者813	1,569
対象者814	1,563
対象者815	1,558
対象者816	1,553
対象者817	1,533
対象者818	1,532
対象者819	1,528
対象者820	1,523
対象者821	1,509
対象者822	1,508
対象者823	1,497
対象者824	1,487
対象者825	1,468
対象者826	1,454
対象者827	1,453
対象者828	1,451
対象者829	1,443
対象者830	1,431
対象者831	1,431
対象者832	1,429
対象者833	1,421
対象者834	1,418
対象者835	1,417
対象者836	1,413
対象者837	1,406
対象者838	1,404
対象者839	1,401
対象者840	1,396
対象者841	1,394
対象者842	1,390
対象者843	1,385
対象者844	1,383
対象者845	1,383
対象者846	1,379
対象者847	1,379
対象者848	1,373
対象者849	1,369
対象者850	1,369

相手方	損害賠償の額
対象者851	1,367
対象者852	1,357
対象者853	1,353
対象者854	1,353
対象者855	1,336
対象者856	1,306
対象者857	1,302
対象者858	1,295
対象者859	1,293
対象者860	1,291
対象者861	1,287
対象者862	1,285
対象者863	1,277
対象者864	1,267
対象者865	1,260
対象者866	1,240
対象者867	1,239
対象者868	1,237
対象者869	1,235
対象者870	1,220
対象者871	1,219
対象者872	1,218
対象者873	1,214
対象者874	1,212
対象者875	1,199
対象者876	1,197
対象者877	1,168
対象者878	1,161
対象者879	1,161
対象者880	1,159
対象者881	1,151
対象者882	1,150
対象者883	1,144
対象者884	1,140
対象者885	1,137
対象者886	1,137
対象者887	1,134
対象者888	1,126
対象者889	1,123
対象者890	1,113
対象者891	1,087
対象者892	1,085
対象者893	1,078
対象者894	1,053
対象者895	1,048
対象者896	1,043
対象者897	1,034
対象者898	1,028
対象者899	1,024
対象者900	1,021

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

相手方	損害賠償の額
対象者901	1,017
対象者902	1,009
対象者903	1,005
対象者904	1,005
対象者905	1,004
対象者906	1,000
対象者907	999
対象者908	993
対象者909	992
対象者910	987
対象者911	985
対象者912	983
対象者913	977
対象者914	972
対象者915	967
対象者916	963
対象者917	962
対象者918	958
対象者919	956
対象者920	943
対象者921	936
対象者922	930
対象者923	925
対象者924	919
対象者925	911
対象者926	893
対象者927	859
対象者928	849
対象者929	845
対象者930	843
対象者931	841
対象者932	826
対象者933	816
対象者934	815
対象者935	810
対象者936	808
対象者937	807
対象者938	784
対象者939	784
対象者940	781
対象者941	777
対象者942	770
対象者943	768
対象者944	767
対象者945	767
対象者946	756
対象者947	743
対象者948	737
対象者949	704
対象者950	692

相手方	損害賠償の額
対象者951	663
対象者952	659
対象者953	659
対象者954	645
対象者955	623
対象者956	621
対象者957	614
対象者958	603
対象者959	602
対象者960	598
対象者961	591
対象者962	586
対象者963	577
対象者964	567
対象者965	565
対象者966	561
対象者967	552
対象者968	541
対象者969	527
対象者970	525
対象者971	523
対象者972	522
対象者973	516
対象者974	514
対象者975	502
対象者976	497
対象者977	485
対象者978	484
対象者979	480
対象者980	478
対象者981	469
対象者982	465
対象者983	464
対象者984	446
対象者985	434
対象者986	433
対象者987	428
対象者988	419
対象者989	417
対象者990	412
対象者991	410
対象者992	402
対象者993	402
対象者994	393
対象者995	393
対象者996	393
対象者997	384
対象者998	382
対象者999	359
対象者1000	347

相手方	損害賠償の額
対象者1001	347
対象者1002	344
対象者1003	339
対象者1004	336
対象者1005	320
対象者1006	319
対象者1007	305
対象者1008	301
対象者1009	296
対象者1010	287
対象者1011	286
対象者1012	285
対象者1013	266
対象者1014	264
対象者1015	244
対象者1016	241
対象者1017	233
対象者1018	233
対象者1019	232
対象者1020	232
対象者1021	232
対象者1022	226
対象者1023	224
対象者1024	214
対象者1025	211
対象者1026	211
対象者1027	192
対象者1028	191
対象者1029	189
対象者1030	186
対象者1031	181
対象者1032	174
対象者1033	164
対象者1034	156
対象者1035	149
対象者1036	141
対象者1037	137
対象者1038	135
対象者1039	133
対象者1040	130
対象者1041	118
対象者1042	116
対象者1043	114
対象者1044	113
対象者1045	98
対象者1046	97
対象者1047	97
対象者1048	95
対象者1049	79
対象者1050	78

損害賠償の額及び相手方一覧

単位：円

議案第100号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり路線を廃止するものとする。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

路線番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長(m)
5096	御幸新川1号線	御幸町11番地先	新川町1番地先	69.3

道路延長調書 (令和7年11月30日現在)

路線数	総延長(m)
認定市道3, 158路線	661, 412. 4
今回廃上市道 1路線	69. 3
今回認定市道 1路線	124. 5
合計 3, 158路線	661, 467. 6

議案第101号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり路線を認定するものとする。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

路線番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長(m)
5429	御幸新川5号線	御幸町1番2地先	新川町1番地先	124.5

道路延長調書 (令和7年11月30日現在)

路線数	総延長(m)
認定市道3, 158路線	661, 412.4
今回廢止市道 1路線	69.3
今回認定市道 1路線	124.5
合計 3, 158路線	661, 467.6

議案第102号

半田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

半田市固定資産評価審査委員会委員平野敬幸は、令和8年3月16日をもって任期満了となるので、その後任として次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

住 所 半田市在住
氏 名 平野敬幸
年 齢 70歳代

固定資産評価審査委員会委員 候補者 履歴等

特 記 事 項	現住所		年 月	履 歴	氏名	年齢
	半田市在住	平 野 敬 幸				
	昭和四十八年四月 丸初合名会社入社 エヴェレット汽船株式会社入社	昭和五十二年四月 合名会社丸初製菓本舗代表社員就任 現在に至る	昭和五十二年十二月 半田市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る	平成八年三月 半田市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る	平 野 敬 幸	七十歳代

質問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員神谷敏子は、令和8年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年12月9日提出

半田市長 久世孝宏

住 所 半田市在住
氏 名 松本一代
年 齢 50歳代

人権擁護委員候補者 履歴等

特記事項	現住所			履歴	年齢
	半田市	在住	氏名		
			松本 まつもと 一かずよ代	半田市立半田児童センター 児童厚生員	五十歳代
			半田市立成岩児童センター 児童厚生員	半田市立成岩児童センター 児童厚生員	
			半田市立乙川児童センター 児童厚生員	半田市立乙川児童センター 児童厚生員	
			半田市立乙川児童センター 児童厚生員退職	半田市立乙川児童センター 児童厚生員退職	
			半田市立花園小学校 生活支援員	半田市立花園小学校 生活支援員	
			民生委員・児童委員・主任児童委員就任 現在に至る	民生委員・児童委員・主任児童委員就任 現在に至る	
	令和六	四	十二	半田市立半田小学校 生活支援員 現在に至る	
	令和元				

